

平 泉 文 化 研 究 年 報

第 26 号

令和 8 年 3 月

岩手大学平泉文化研究センター

岩 手 県

序

岩手大学と岩手県は、「平泉文化研究機関整備推進事業」により、平泉文化研究に必要となる研究基盤の整備と拡充を図るべく、研究者相互の連携と学際的研究の推進のための共同研究に取り組んできました。

平成18年度以降、岩手大学と岩手県は連携して平泉文化研究を行い、その成果を「平泉文化フォーラム」で公表しています。また、岩手大学では平成24年度に「平泉文化研究センター」、岩手県では平成20年度に「平泉遺跡群調査事務所」を研究拠点としてそれぞれ設置しており、平成25年度には「平泉遺跡群調査事務所」内に共同研究サテライトが設置されて、連携の強化が図られてきました。

現在は、岩手県が策定した「平泉文化の総合的研究基本計画（第4期）」に基づいて共同研究を行っています。本計画は、令和2年度から令和6年度までの5カ年計画で共同研究を行った第3期に続くもので、更なる研究の深化と発展を目指しています。また、「平泉遺跡群調査事務所」に代わって新設された「岩手県立平泉世界遺産ガイダンスセンター」内に、前事務所から引き続いて共同研究サテライトが設置され、一層の連携推進が図られたところです。

『平泉文化研究年報』は、岩手県と外部研究者との共同研究の成果公表を目的として、岩手県が平成12年度から刊行してきたものですが、第3期研究計画から岩手大学と岩手県の共同研究の成果を所収しています。本書が広く活用され平泉文化研究の進展に寄与することを願うとともに、共同研究にご協力いただいた関係機関、関係各位に厚く御礼申し上げます。

令和8年3月

岩手大学
岩 手 県

目 次

研究報告

「柳之御所遺跡の考古学的研究」

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（3）

柳之御所遺跡の橋

櫻井友梓・西澤正晴・高橋祐・長谷川伸大…………… 2

「東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究」

日本近世大名の政治拠点と平泉

佐藤嘉広・廣瀬薫雄・櫻井友梓…………… 12

「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」

デジタル教材（Web コンテンツ・「平泉学習モデル」）づくりへの取り組み

長谷川伸大・宮崎嵩啓…………… 30

開催報告

第6回平泉学フォーラム…………… 42

例 言

1. 本書は岩手大学と岩手県が共同で実施した研究成果をまとめたものであり、その成果については両者が等分に保有している。
2. 共同研究計画は両者が協議の上策定しているが、研究活動に要する経費については岩手県が岩手大学に対して負担した上で執行している。
3. 本書には、平泉文化の総合的研究基本計画（第4期）に基づいて令和7年度に実施した研究のうち、次の研究テーマについて収録した。

研究テーマ ①柳之御所遺跡の考古学的研究

④東・北アジアにおける政治的拠点と平泉の比較研究

⑤学校教育における世界遺産の教材化についての研究

なお、その他の研究テーマについては、別途刊行する『平泉学研究年報』に収録される。

4. 本書の編集は岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課が行った。

研究報告

柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（3）
—柳之御所遺跡の橋—

櫻井友梓・西澤正晴・高橋 祐・長谷川伸大

はじめに

柳之御所遺跡は堀による区画により、堀内部地区とその外部に大きく分かれる。岩手県では堀内部の調査と整備を実施し（岩手県教委2019）、遺跡の性格や構造の理解と議論が進んでいる。一方で、堀外部については、平泉町教育委員会により調査報告がなされているものの（平泉町教委1994）、未調査の範囲も多く、性格についても奥州藤原氏の一族や家臣団の屋敷地などとする見解もあるが、不明の点が残された状態である。そのため、調査検討の基礎となる考古学的所見の基本情報の整理が求められる部分も多い。岩手県では堀外部地区の整備を視野に、平成30年より発掘調査を進めるとともに、これらの基本情報の整理を行ってきた。

遺跡理解に向けた論点は多岐にわたるが、史跡整備も見据えた当面の課題として、①道路遺構の検討、②道路に沿った区画の状況の検討、③外部地区全体の遺構変遷の検討、④堀内部地区の遺構との対応、を想定し、2024年に①として道路遺構の状況、2025年に②のうち特に主たる構成要素となる掘立柱建物の概要をまとめた。これらを進める中で、道路や区画の時期と合わせて、堀を渡る橋などの施設とその位置も課題として残ることが考えられた。

そこで、既に堀内部地区の遺構については報告を行っているが（岩手県教委2019）、改めて橋遺構の特徴をまとめ、堀外部の道路や区画との関係の整理に向けた現状での理解と整理を報告する。

1. 検出された橋の概要

(1) 柳之御所遺跡の橋

これまでの調査で柳之御所遺跡では堀に架かる橋遺構が6カ所（①～⑥）、池に架かる橋遺構が1カ所（⑦）、橋部材の出土などから橋が想定される位置（⑧）が1カ所確認されている（表1）。

	位置	遺構名	構造	規模（m）	橋脚形状規模	関連遺構
①	外側の堀 西端部	79SX1	土橋	幅4.5×幅不明	—	
②	内側の堀 南端部	21SX35	木橋	長13×幅3.4	円形 1.0	21SX36・21SX37・ 77SK2・77SK3 21SC1道路
③	内側の堀 南端部東	23SX12	木橋	長8.5×幅4.2	円形 1.0	
④	内側の堀 西端部	41SX2		長4.1×幅不明	円形 0.7	
⑤	内溝（56SD40）	56SX16	土橋	長6×幅3	—	
⑥	猫間ヶ淵	75SX1	木橋	—	円形 0.5	31SX1・31SX2
⑦	池（23SG1）	64SX1	木橋	長8.6×幅3.3	円形 0.6	
⑧	外側の堀 南端部	69SX3 付近	木橋	—	—	

表1 柳之御所遺跡の橋一覧

- ①79SX1土橋（図1） 遺跡の西端部で外側の堀（72SD2）が掘削されず4.5m程の長さで途切れる。堀構築時に地山を当初から掘り残されていることから、東西方向の土橋と捉えている。検出にともなう未精査のため土橋部分に接する位置での堀底面の形状及び深さは不明だが、検出面での比高も1mほどあり、堀の底面はそれよりも下がる。堀構築時点では堀底面から橋の上面まで1m以上の、堀の深さを考慮すれば2mを超える比高があったと判断できる。

また、周囲で現在確認できている土橋の北端から10mほど北側まで整地土を堀上端で検出しており、72SD2堀跡の埋め戻しにおいて、周辺域を含めた一定の広さをもつ比較的限定された範囲に埋め戻しが行われたことが理解できる。内側の堀とそれに伴う橋の構築に伴い、それへの対応として土橋の範囲の拡大が行われた可能性が指摘できる。

- ②21SX35橋（図2） 遺跡南端部に位置する、全長桁行13m、梁行3.4mの2×1間の橋跡である。軸方位はN-12°-Eである。21SK11、21SK7、21SK3、21SK1、21SK5、21SK8の6個の柱穴（橋脚）で構成される。柱間寸法は桁行が650（21.5尺）cmの等間、梁行が北側で336（11.1尺）cm、南側で436（14.4尺）cmで復元できる。

柱穴は掘方が径100cm前後の円形で、21SK1で径44cm、21SK3で径36cmの柱材が残り、いずれも八角形と推定されている。このほか21SK5、21SK7では径40cm程の柱あたりとみられる痕跡が調査図面に残されている。柱材が残る柱穴の掘方埋土は地山ブロックを多く含む土層である。

検出面の標高は21SK8、21SK11が24.6～24.7m、21SK5、21SK7と21SK1、21SK3が21.9～22.3mに分かれる。柱穴の深さはいずれも100cm以下で、底面標高も大きく2つに分かれる。周囲には整地層が分布しこれらの橋跡を構成する土坑は整地層上面で検出されている。橋の造り替えはないものと見なせる。

- ③23SX12橋（図2） 遺跡南端部で堀内部から東側に向く、桁行8.5m、梁行4.2mで、2×2間の橋跡である。軸方位はN-75°-Wである。23SK27、23SK23、23SK20・21、23SK18・19、23SK16・17、23SK22、23SK25、23SK26、23SK27で構成される。柱間寸法は桁行が西から364（12尺）cm・485（16尺）cmに、梁行が212（7尺）cmの等間に復元できる。

柱穴は径100cm前後の円形で、切り合いから、橋は同位置で1度造り替えがある。柱穴の重複が明確なものは東側の柱列で北側から23SK20→23SK21、23SK18→23SK19、23SK16→23SK17の新旧が確認できる。23SK17で径44cm、23SK19で径50cm、23SK21で径52cm、23SK25で径44cmの柱材が残り、いずれも八角柱と推定されている。23SK18では底面に34×31×0.5cmの板材が確認されているほか、23SK26で木質の残存が図示されている。

- ④41SX2橋（図3） 遺跡西端の猫間ヶ淵に近い位置で確認された橋跡とみられる遺構で、東西方向の桁行1間分を確認している。41SK36、41SK37の柱穴で構成され、梁行方向の柱穴は検出されていない。74次調査で南側に延長2m程まで精査したものの、組み合う柱穴は確認できていない。他の橋跡の事例などで把握されている柱間を勘案すれば、組み合う場合には北側に推察できようが確定できない。桁行方向の延長は堀の肩を含め、関連する追構は検出できておらず、1間のみの可能性が高い。桁行は408（13.5尺）cmである。41SK36は60×70cm程の柱穴で、柱材が残存する。柱材は径20cm程で、平面では五角形と推察される多角形である。41SK37は掘方が20cm程の円形、柱痕跡は15cm程度の円形である。

⑤56SX16土橋（図1） 遺跡堀内部の西側で遺構の時期区分ではⅠ期とした12世紀前半にあたる、南北に走る56SD40溝が幅1.5～3m程にわたって掘り残されている。この部分は堤状に残り、堀の走向と直交することからも堀を通過する土橋として掘り残されたと判断できる。長さは堀の幅に対応しており6mで、幅2～3m程の規模をもつ。遺構上面では関連する遺構は確認されておらず、顕著な地業痕跡は確認されていない。軸方向はN-40°-Wである。

⑥75SX1（図3） 柳之御所遺跡と無量光院とをつなぐ位置の猫間ヶ淵跡で確認している。無量光院跡から延びる土堤状の高まりの延長に位置する。4×1間で東西列の掘立柱遺構である。建物の軸方向はN-0°-Eである。柱穴7個を検出している。桁行方向の延長は北側柱列の延長位置で柱穴が検出されておらず、東側の延長は不明だが、後世の溝等が存在しており確定できない。南側は未調査のため規模が確定できないが、周囲の地形状況から判断すれば数間程度延びるとみられる。

柱間寸法は桁行が西から342（11.2尺）、342、330（11尺）、303（10尺）cmに、梁行が291（9.6尺）cmに復元できる。現状での全長は桁行13.2m、梁行2.9mである。柱穴は掘方の検出された柱穴と、掘方が検出されず柱痕跡のみで確認された柱穴があるが、検出状況の相違は検出面の標高差と対応しており、本来はいずれも掘方をもつ柱穴とみられる。掘方は径45～55cmの円形で、柱痕跡は精査したP5では径20cmで深さが108cmである。断面を確認した柱痕跡はいずれも先端部が尖る杭状で、掘方を掘った後に柱材を据え、打ち込んだものとみられる。底面標高は桁行方向の北側柱列で、西から21.54m・21.7m・21.82m・21.68mである。

⑦64SX1橋跡（図4） 23SG1池跡でⅠ期としている古い段階の池に伴う遺構である。Ⅰ期池では中島を把握できていないが、Ⅱ期池で中島が所在する方向へと向かう。4×1間で、西端の柱穴1間分は削平により失われたものとみられ、本来は5×1間とみられる。

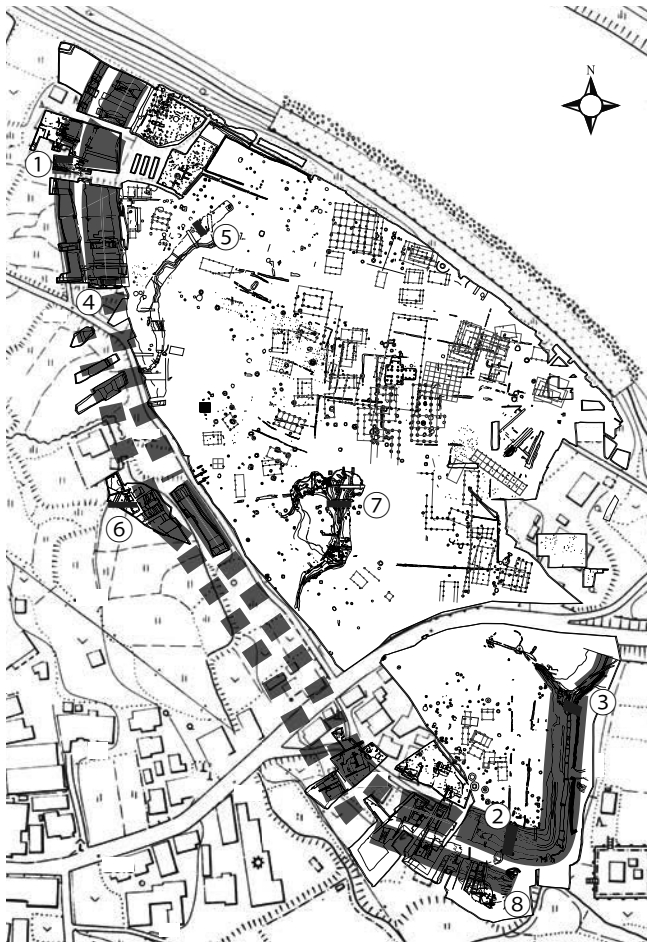
東西方向を向き、軸方位はN-0°-Eである。柱間寸法は、桁行が212cm、梁行が330cm程で、梁行が11尺、桁行が7尺等間に復元できる。全長は検出では桁行で8.5m、1間分を想定すると10.6m程である。柱穴は掘方が径50～60cm程、柱痕跡は平面及び断面での確認で21～28cm程である。柱穴の深さは池底のP7・8では40cm以上になり、P9で34cm、P5で20cmである。Ⅱ期池の構築に際して埋め戻されており廃棄されている。

⑧69SX3 遺跡南端部の21SD2の東端で確認した土層で、平面で5～6m程の円形に近い土坑状の掘り込みである。堆積層はブロック土や遺物の混入の程度などにより細分できるが、いずれも黄褐色土のブロックを多く含む粘性の強い粘質土で人為的な埋め戻しによる土層である。土器類のみでなく木製品などの遺物が多く含まれる。

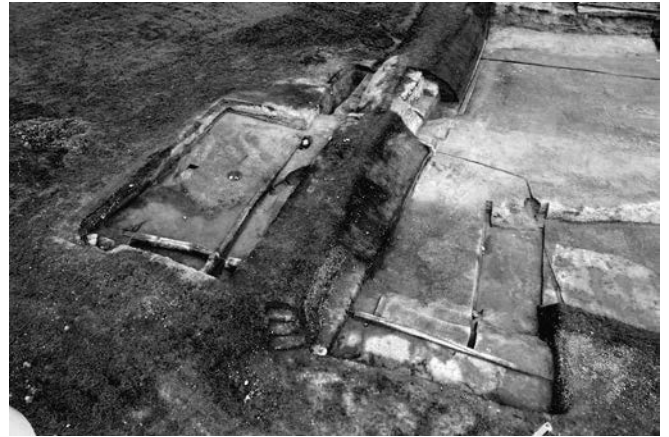
平泉町教育委員会による43次調査で橋の部材等が出土している土層もこれに対応する（平泉町教委1994）。この周囲から橋の部材のほか、底面に土坑状の遺構が確認されていることから、柱穴が明確に組み合う状況は確認できていないものの、外側の堀が機能した段階でこの位置に近い範囲に橋脚をもつ橋が架かることが推察できる。

（2）その他の橋の事例

このほか平泉町内では、白山社跡、無量光院跡、毛越寺で橋が確認されている。いずれも社寺に構築された池に架かる橋である。池への敷設であることから、両端部の比高の差は小さくなく、両端部



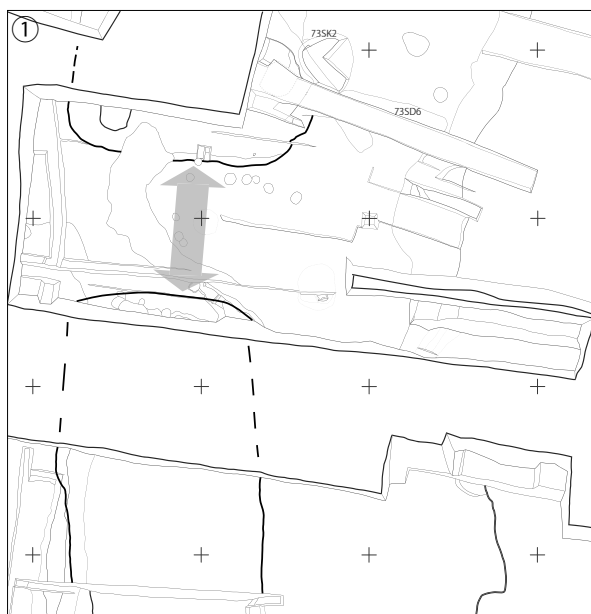
柳之御所遺跡の橋



①79SX1 検出状況



⑤56SX16 検出状況

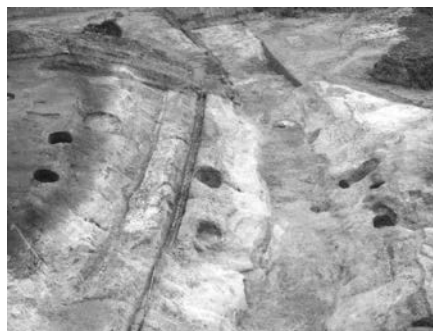
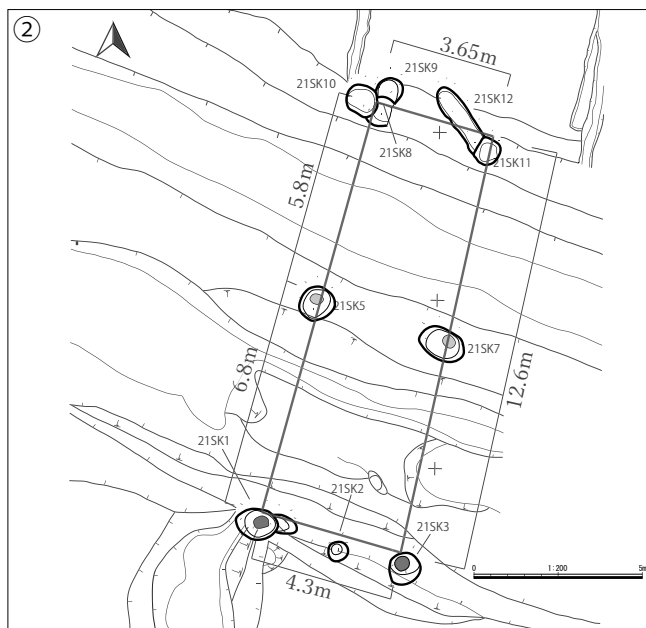


79SX1



56SX16

図1 柳之御所遺跡の橋 (1)



21SK35 検出



21SK1



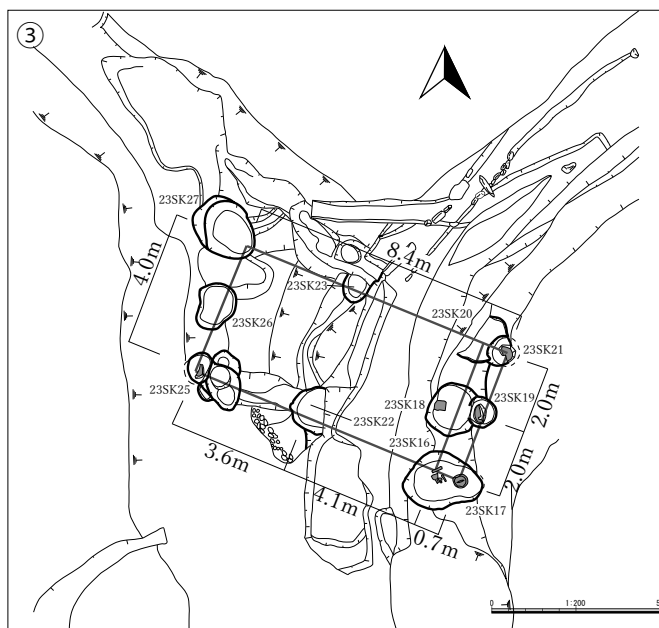
21SK3



21SK6



21SK7



23SK12 検出



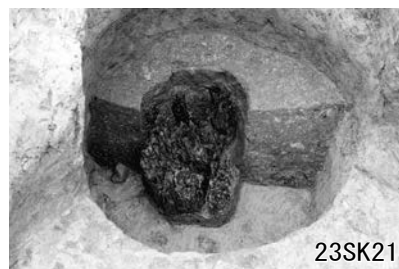
23SK16



23SK24



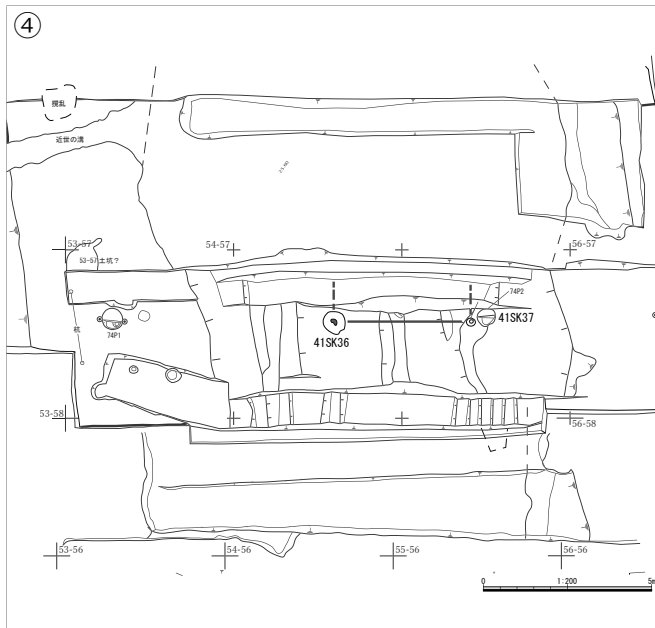
23SK19



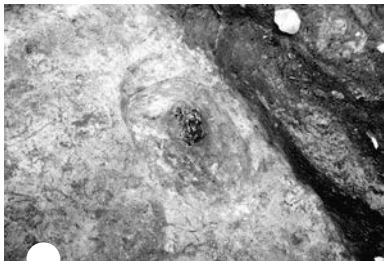
23SK21

図2 柳之御所遺跡の橋 (2)

③23SK12



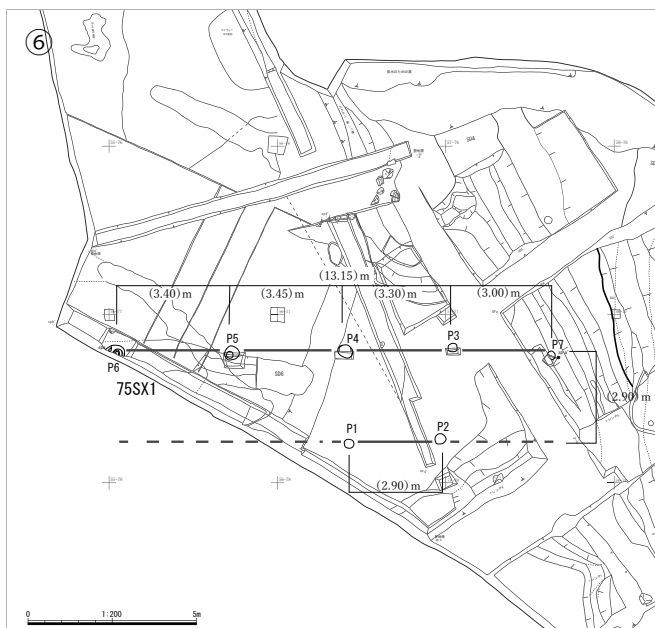
41SX2 検出状況



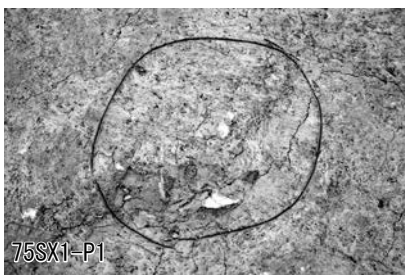
41SK36



41SK37 ④41SX2



75SX1 検出状況



75SX1-P1



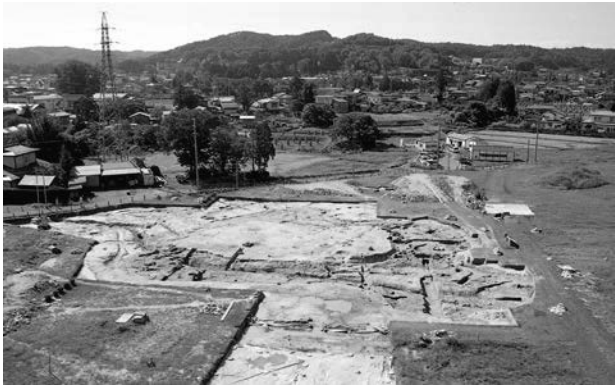
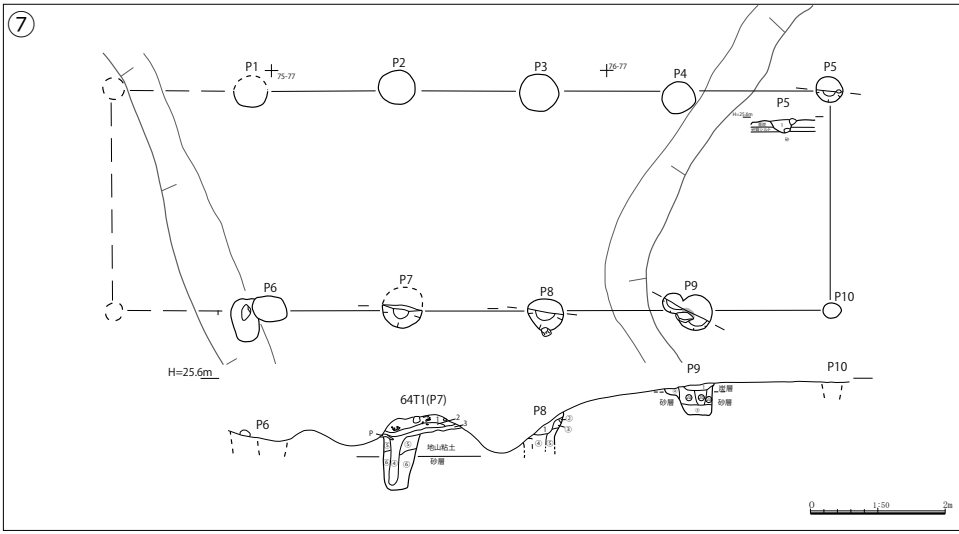
75SX1-P5



75SX1-P6

図3 柳之御所遺跡の橋 (3)

⑥75SX1



64SX1 検出状況



64SX1-P3



64SX1-P4

図4 柳之御所遺跡の橋 (4)

の設置位置は近似する標高の平坦な位置に造られている。柳之御所遺跡の23SG1池で確認されている⑦64SX1もこれらと類似した構造が想定される（註1）。

2. 橋と堀、道路との関係

(1) 道路遺構との関係

これらの橋は堀に架かるものは堀の内と外を渡る位置になり、その前後には通路の存在が推察される。

遺跡南端部の21SX35は遺跡の堀内部に渡った位置から、南北に直線道路（21SC1道路）が延びる。道路は南端部では路面幅7mほどである。また橋の設置位置の周辺では整地層が確認されており、道路敷設時等の工事が窺える。このようにして遺跡南端部は、堀から内部では橋と道路との接続が明確である。

一方で、堀から外側は外側の堀の上部に人為的な埋戻し土があり、通路状に整形された可能性があるものの、その範囲は判然としない。なお、さらに南側は猫間ヶ淵の湿地帯を挟んで、伽羅之御所跡から土塁状の地形が延びており、通路と推定されている。この土塁上の地形は柳之御所遺跡と無量光院の間の75SX1の部分と同様である。21SC1道路は内側の堀が機能した段階で道路としての機能は位置からも明確である。また、遺構の構築時期は不明確なものの、同様に外側の堀が機能した段階でも道路として機能した可能性が高い。

遺跡西端部の外側の堀に架かる79SX1は、内側の堀の橋は確認されていないが、遺跡堀内部で確認されている道路遺構の延長付近に位置している。しかし、堀に近い位置での遺構は確認できず、堀との接続は不明である。この橋と関連する遺跡堀外部では東西方向に延びる道路跡が確認されており（平泉町教委1994）、近年の調査から側溝とみられる溝の組合せを検討している（西澤他2024）。これまで確認している遺構の多くは79SX1土橋方向に延びており、これとの接続が想定できる。古い段階に想定できる80SC1道路は土橋との接続が強く想定でき、また、新しい段階の80SC2道路は北側に位置しつつ土橋付近に収斂しているように見受けられる。

なお、これ以外の橋（23SX12、41SX2、75SX1）では接続する道路は検出できておらず不明である。23SX12を渡った位置は斜めに直線の溝が複数走るものの、近世段階の遺構が多く時期などに課題が残り道路との接続は明確ではない。

(2) その他の関連遺構

道路以外に橋と関連する遺構として、堀を渡った位置に所在する柱穴群に触れておきたい。21SX35橋跡を渡った位置に、21SX36及び21SX37、77SK2、77SK3がある。形状から、柱を立てた儀礼痕跡との指摘もある（岩手県埋文1995）。21SX36のうち、21SK117・118、21SK119は北側の2個の柱穴の延長に位置している。埋文報告では21SX36として他の土坑と一連で理解されているが、位置関係からは21SX35との関係も残る。このほか、類似した遺構として、75SX1を延長した堀内部の位置にも31SX1、31SX2の遺構がある。

これらが橋とどのように関係するか上部構造など明確にできていない部分もあるが、橋と一体もしくは深く関係して用いられた可能性は高い。また、23SX12橋跡の西側の延長部分に23SK29、23SK33、23SK34が検出されている。位置関係からは23SX12との関係も注目できるが、柱穴との間隔が760cmとやや離れていることから、関係性を確定できない（註2）。

3 まとめと課題

以上、今回は橋遺構について現状をまとめた。堀で区画される遺跡であることから、堀の内外の往来には通路として橋が必要となる。橋が確認される位置は内部もしくは外に何らかの施設が所在し、特に道路との接続は遺跡の構造理解のために重要な要素である。

本遺跡で堀に架かる橋は、いずれも橋の走行に概ね直交するかたちで確認されている。また、内側の堀に架かる橋は木橋となっている。一方でこれらより先行する橋には土橋で形成される位置が目立ち、木橋となる可能性が高いのは南端部である。これらの構造の差は内側の堀と外側の堀を比べた場合にはその規模に起因する可能性があり、また同一の堀での差については微細な時期差の可能性及び位置に起因する機能差の可能性が指摘できる。要因を特定する材料は得られていないが、遺跡の正面観など接続する位置や通行に関連する可能性があろう。また、現状で遺構として未確認となっている位置でも橋が推測できる遺跡南端部の外側の堀（69SX3付近）及び遺跡西端部の内側の堀（79SX1からの延長部分）があり、これらの位置は関連遺構の所在などを勘案すれば位置の想定は蓋然性が高いものの、遺構の確認は課題として残る。なお、整備を見据えた場合には実際の遺構とその状況の把握はより重要な情報となるものである（註3）。

現在実施している堀外部の調査及び整備に向けた遺構検討との関係では堀内部と外部をつなぐ位置にあたる79SX1土橋及び周囲に推測される内側の堀に架かる橋の構造及び接続する道路遺構が大きな課題となる。堀外部の道路遺構の時期と合わせて、遺構変遷との対応が大きな課題である。また、堀内部と外部の遺構変遷の対応を見るうえでも、直接つながる橋遺構の検討は大きな意味をもつものであろう。

堀外部地区の建物変遷と、道路跡や区画溝がどのように対応するか、今後も継続して検討を進めていきたい。

【参考文献】

- 岩手県教育委員会 2007『柳之御所遺跡―第64次発掘調査概報』岩手県文化財調査報告書第123集
岩手県教育委員会 2010『柳之御所遺跡―第69次発掘調査概報』岩手県文化財調査報告書第130集
岩手県教育委員会 2014『柳之御所遺跡―第74次発掘調査概報』岩手県文化財調査報告書第140集
岩手県教育委員会 2015『柳之御所遺跡―第75次発掘調査概報』岩手県文化財調査報告書第144集
岩手県教育委員会 2018『柳之御所遺跡―第78・79次発掘調査概報』岩手県文化財調査報告書第153集
岩手県教育委員会 2019『柳之御所遺跡 堀内部地区内容確認調査 本文編』岩手県文化財調査報告書第155集
岩手県文化振興事業団埋蔵文化財センター 1995『柳之御所跡』岩手県文化振興事業団埋蔵文化財発掘調査報告書第228集
西澤正晴・櫻井友梓・高橋祐・長谷川伸大 2024「柳之御所遺跡堀外部地区の遺構検討に係る中間報告（1）」『平泉文化研究年報』第24号 pp.2-7
平泉町教育委員会 1994『柳之御所跡発掘調査報告書―平泉バイパス・一関遊水地関連遺跡発掘調査―』岩手県平泉町文化財調査報告第38集
平泉町教育委員会 1994「柳之御所跡第43次調査」『平泉遺跡群発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第40集
平泉町教育委員会 2004『花立Ⅰ遺跡第2・3・4次 白山社遺跡第3次 西光寺跡第2次 発掘調査報告書』岩手県平泉町文化財調査報告書第89集
平泉町教育委員会 2006『特別史跡無量光院跡発掘調査報告書Ⅲ』岩手県平泉町文化財調査報告書第99集
藤島亥治郎 編 1961『平泉 毛越寺と観自在王院の研究』東京大学出版会

【註】

- (1) 復元事例としては、宇治市平等院のように平橋、いわき市白水阿弥陀堂のように反橋と平橋の両方で復元されているものがある。反橋となっているものは横浜市称名寺庭園などが知られる。無量光院跡では復元ではないが、平橋を動線として現地に設置している。
- (2) 柳之御所遺跡では明確な門の遺構は確認できていない。ここであげた関連遺構や、周囲の柱穴検出状況など検討課題はあるものの、現況で得られている調査資料からは明確ではない、なお、同時期の紫波町比詰館周辺では門の遺構が確認されている。
- (3) 史跡整備としては、①土橋の復元、②橋の形状の復元、③橋の意匠の検討、④道路などとの接続などの多くの課題がある。①とした土橋の復元も上面の仕上げなどは不明である。また、②や③と関連して、本遺跡の事例では堀の内と外で橋の設置位置に標高差がある位置がある。実際に標高差がある整備事例は城館などで表示されており、事例は多く網羅できないが、八戸市根城跡、宇都宮市飛山城跡などで表示が行われている。

日本近世大名の政治拠点と平泉

佐藤嘉広・廣瀬薫雄・櫻井友梓

1 はじめに

政治拠点としての平泉を、12世紀を中心とした東・北アジアにおけるそれらと比較した場合、その特質は以下のように要約できる（岩手大学平泉文化研究センター・岩手県ほか2025）。

- ・ 従来、類似性が強調されていた院政期における鳥羽や白河などの拠点は、「政治」という観点において平泉と直接の比較対象となるか、検討が必要。
- ・ 従来、平泉と類似すると考えられていた東北地方北部の拠点である鳥海柵や大鳥井山遺跡では、為政者累代の墓等が認められない点が大きく相違。
- ・ 遼上京や宋開封では、為政者の廟及び寺院が拠点の近傍に形成されるのに対し、墓所は遠方に形成される点で、平泉と大きく相違。
- ・ 百済の拠点及び高麗開京においては、寺院によって仏教的支配が示される点において平泉と類似。
- ・ 平泉では、為政者累代の墓所・廟が居館に近在して形成され、さらに権威の象徴ともみなされていくのが大きな特徴。

平泉では「一基塔」と中尊寺「金色堂」を政治拠点の象徴事物とみなしてきたところであるが（佐藤2023）、為政者累代の墓所であり畏敬の対象でもあった堂^{（注1）}である後者が居所と近在することについては、少なくとも、12世紀の東アジアの政治拠点において例外的なありかたといえる。日本列島内でも、鎌倉期以降近世に至るまでの間、為政者の居所と墓所・廟との関係を明確に跡付けられる例に乏しく、平泉のあり方を理解する上で困難を抱えている。

一方で近世大名は、居所であり政務の場でもある城郭を中心に城下町を形成し、その内部または周辺に為政者累代の墓所・廟を構築する事例が少なくなく、外形的に平泉との類似性が認められる。そのため、今年度は近世大名の政治拠点における居所と墓所・廟の関係を整理し、平泉との比較検討を試みることにした。

ここで、近世城下町を「政治拠点」とみなせるか、また、近世大名を以前に定義した為政者「権力の頂点にある最終的意思決定者」（佐藤前掲）とみなせるかを確認する。大名は、江戸幕府が発給する領知宛行状などの公文書をもって、領域支配が保証されている。したがって、上位の権力から完全に独立しているものではない。しかし、大名は、幕府から統制されている一部の事項を除けば、それぞれの支配領域において、独自の法による支配を行い、領民を掌握し、支配領域からの徴税及びその執行が認められ、さらに、独立した軍事力を保持している^{（注2）}。大名は、このように基本的には独立的な裁量権を持つことから、支配領域において最終的意思決定者であると意識されていたと考えてよいだろう。

また、城下町は、統治の事務を担う特定階層の人々が城郭など特定の施設において、為政者とともに日常的に執務している一定の領域といえる。これらに加え、城郭が「荘厳装置」、「象徴事物」の両方の性格を有していると考えられることから、近世城下町を「政治拠点」として論を進めたい。

なお、従前平泉との比較を検討した琉球王国の首里については、さらに考察を深めるべき点が少なくないことから、詳細については稿を改めることとする。近世の松前についても、今回は取り扱わない。

検討の過程において、これまで通例に従って使用してきた墓、廟、霊屋などの用語についても再整理し、それらの意味する対象を明確化する必要が考えられたことから、漢字本来の語義及び中国における用例と日本国内におけるそれらの変化についても検討を加えることとした。

分析に先立って、これまで金色堂がどのように研究されてきたかについて概観し、政治拠点平泉における奥州藤原氏の領域支配の象徴事物としての意味について確認しておきたい。

2 中尊寺金色堂研究略史—政治・行政拠点研究に向けて—

中尊寺金色堂をめぐる研究は、美術史や建築史をはじめとして様々な分野で行われており、仏像に関わる様々な論点、工芸に関わる詳細な分析と多岐にわたる。そのうち、本共同研究に関わる論点として、奥州藤原氏の政治拠点に係る比較事項の論点の明確化のため、金色堂の性格や政治拠点との関係などに係る研究について代表的なものをまとめておきたい。

金色堂の性格については古くから、阿弥陀堂として造られたのか、葬堂として造られたのかその性格に議論があるところである。石田茂作は金色堂の規模、六地藏、供養願文の記載、時代状況などを挙げ、葬堂としての性格を指摘している（石田1950）。石田はその後、阿弥陀堂の建立に兼ねて葬堂の意味を持たせたとして、折衷説を示している（石田1959）。それに対し、石田一良は石田茂作による論点を検討し、阿弥陀堂としての性格を論じている（石田一良1964）。福山敏男は、中尊寺金色堂の性格を論じるため平安時代の葬堂をまとめている（福山1969）。

宗教史の視点を大きく加えたものとして、菅野成寛は金色堂について、御遺体や地藏像など多岐にわたる点を論じ、生身往生の考え方を捉え金色堂の意義を示している（菅野1989）。富島義幸は巻柱と曳覆曼荼羅の詳細な検討から、葬送の様相とともに金色堂の意義を論じている（富島2010）。これらは宗教史などから精妙な矜持を加えたものである。また、須藤弘敏は阿弥陀堂である、本来は墓堂・廟堂であり規模はそれによるとする（須藤1989）。その特徴として、遺体を棺に入れて堂内に安置したこと、阿弥陀堂を選択したこと、金色での荘厳と執着をあげている。清水擴は一般的な阿弥陀堂とは異なり、生前に墓所として営まれたとする（清水2006）。性格の議論から現在では当主の思想まで研究が深化しているが、阿弥陀堂として建てられた仏堂であること、遺体を安置した葬堂としての性格を併せ持つことが理解されよう（東京国立博物館2024）。

このほか、文献史学や考古学から葬制史の検討においても、金色堂の様相が取り上げられている（勝田2012、狭川2009）。そこでは、文献でみられる墳墓堂について発掘調査などで確認されている事例もあるが、それが実際に残る代表的事例として触れられている。なお、平泉における各施設の位置関係は「吾妻鏡」文治5年9月17日条に記され、金色堂の正方に平泉館があるとの記述が知られ多くの指摘があるが、入間田宣夫は先祖の視線として指摘している（入間田1994）。

また、高橋康夫は琉球の王陵である玉陵の特質に触れる中で、金色堂にも触れている（高橋2010）。その中で東アジアでは個人墓が一般的で集合墓は限定されること、建築形式と地上安置であることを指摘している。なお、高橋は平泉の都市構造について、「藤原三代の空間構成は、神仏への信仰と武士のイエを基調とする」、「都市構想・計画の全体を貫くのは国際宗教の仏教である」としている（高橋2015）。

研究史を簡単にまとめたが、先行研究で触れられてきた金色堂の特徴として、堂の性格についての言及から、当主の遺体が堂内、それも阿弥陀堂に安置されていることがあり、その背景など多くの研究が行われている。そして、三代の遺体が安置される葬堂として、一定期間継続していることは金色堂の大きな特徴としてあげられてきた。金色堂の造営時には初代清衡の御遺体が安置されている壇の

みがあり、後に増設されたことは既に様々な分野から示されており議論の余地がないが、後代がここを葬堂とし累代の墓所となったことも事実であり、累代として継続した点に特徴があることも指摘されている。また、葬堂が政庁を向くことが「吾妻鏡」に特筆されていることも重要で、居所であり政治の拠点として機能した実務空間である平泉館を向くという点で、支配氏族の拠点との関係が方角などからも推察される点は大きな特徴のひとつである。

3 奥州藤原氏累代による領域支配の正統性を象徴する金色堂

寛治元年（1087）、後三年合戦の最終勝利者となった藤原清衡は、江刺郡豊田館において清原氏の遺領である奥六郡を伝領した（「吾妻鏡」文治5年9月23日）。その後、清衡が嘉保又は康和年中に平泉に拠点を移すまでの間の事項として、以下が特記される。

ア 寛治5年（1091）：藤原師実（関白）に、馬2頭を献上^{（注3）}（「後二条師通記」寛治5年11月15日）

イ 寛治6年（1092）：陸奥国府から太政官へ、清衡が合戦を企てている旨上申（陣定）（「中右記」寛治6年6月3日）

ウ 嘉保2年～承徳2年（1095～98）：清衡、このころまでに公領等の私領化を開始（「中右記」大治2年12月15日）

エ 嘉保3年（1096）：蔵人所で砂金の不足（前陸奥守源義家（義家に限られるかは不明）が未納であったため）（「中右記」嘉保3年12月15日）

オ 承徳2年（1098）：陸奥公事皆済（結果として、義家の昇殿が許可されたか）（「中右記」承徳2年1月23日）

カ 承徳2年（1098）：陸奥国司からの貢金について陣定（「中右記」承徳2年11月7日）

すでに指摘されているように（遠藤基郎2005）、11世紀末の10年に及ぶ政府内の砂金の不足は、奥六郡を管轄する清衡との関りで説明すべきと考える。そして、承徳年間における金不足の解消（及びそれに伴う源義家の昇進）は、遅くとも嘉保年間に始まったとされる清衡による公領等の私領化の進行と無関係ではないように思われる。寛治6年に企てられた清衡と陸奥国府側との合戦は、奥六郡内からの砂金の献納との見合いによる、衣川以南への清衡領の進出という形で帰結したのではないだろうか^{（注4）}。この一連の過程において、清衡の拠点が江刺から陸奥国の中心地点でもある平泉に移されたと考えられる。

一方、平泉への移転前、移転後に問わず、清衡が国家からの公職を得ていた可能性は乏しい。同時代資料である公家日記類には、清衡の官職はまったく書きとどめられていないばかりか、国家に敵対するものとして記述されている（佐藤2024）。清衡は、領域支配の正当性を自らの手で示す必要があったと考えられる。

少なくとも奥六郡内については、清原氏による「鎮守府将軍」支配を継承し、その行政機構を用いたと考えてよいだろう。清衡自身は鎮守府将軍に補任された形跡はないが、清衡が平泉に移転する以前においては、その後一般化する鎮守府将軍が陸奥守によって兼任されることもなく、したがって、秀郷流藤原氏の後裔として清原氏を後継したことが認知されることをもって、鎮守府将軍に相当する権限が執行できたものと思われる（佐藤2025）。しかし、衣川以南への権力行使を正当化するためには、別の根拠が必要であった。おそらく、その重要な論理として用いられたのが、陸奥・羽羽への仏国土建設を志向することであり、関山山頂に建立されたとされる一基塔が、道沿いに一町ごとに建てられた金色の阿弥陀像が描かれた笠卒塔婆の代表物として、白河関から外濱までの領域の仏教的支配

を正当化する視覚的な象徴と位置付けられたと考えられる。

そして、もうひとつの象徴事物である金色堂は、同一血脈が金色の阿弥陀堂須弥壇の下に葬られ続けることによって、為政者累代の領域支配を正統化する機能を担ったと考えられる。一基塔が支配論理の正当性を可視化したと仮定すれば、金色堂は、為政者血脈の正統性を可視化したと考えてよいのではないだろうか。詳細は後述する。

4 幕藩体制下における大名の政治拠点

(1) 政治拠点としての城下町

近世城下町を平泉と比較するために、とくに、政治拠点における大名の居所である城郭と大名の墓所・廟との関係に着目する。源頼朝が政治拠点鎌倉において、居館である大倉御所に近接して墓所・法華堂に葬られて以後は、政治拠点と為政者との関係が一定期間築かれた場合でも、その居所と墓所・廟の関係が不明瞭な時代が長く続いた。明らかにそれらの関係が定式化するのには、17世紀以降である。

近世城下町は平地に下りてきた城郭を中心に形成されるが、多くの場合、城郭は城下の他の建築物や構造物と隔絶した規模と荘厳さを有していて、大名の権力と財力を如実に示す装置であった（荘厳装置）。同時に、支配領域の行政と軍事を担う家中の侍が日々登城・下城を繰り返して、そうした光景から、城郭が支配を象徴する事物としての機能を有していただろうことは容易に推察できる（象徴事物）。

諸大名のうち、とくに外様大名においては、江戸時代を通じて、ひとつの「家」が、多少の変動がありながらもほぼ同一領域を支配し続けていたことが多く、また、初期を除けば大名の居所である城郭も同一地点に営まれ続けたことがほとんどであったことから、城下町は固定化され、段階的に拡大を続けた。大名は参勤交代が義務付けられていたため、必ずしも領国において死去したわけではないが、「分霊」等が行われ、歴代の墓所・廟が城下町又はその周辺に設けられ続けたことによって、家臣及び領民に対し、大名家と支配領域との歴史的関係を明示し得たと考えられる（表1）^(注5)。

(2) 城下町における墓所・廟

これまでも城下町に関する多くの研究が行われてきたが、それらは、主に町の構造や形成過程に主眼が置かれている。また、近世大名墓に関する研究は、多くが建造物としての廟や、墓の形態及び構造に関するものである。本論が意図する政治拠点の観点から直接的に城郭と墓との関係に着目した研究は「国元の大名家墓所が城下町や城下の寺院街のどのような場所に営まれているかは、大名墓の政治的・宗教的役割を考える上で重要な問題だが、現段階では十分に検討されているとはいえない」（関根2013）段階であるといえよう。その意味で、中井均による近年の研究成果は先駆的内容を含んでいるが（中井2020）、ここでは、平泉との比較という観点到に留意したい^(注6)。

また、墓所や廟の用語については5で詳述するが、日本の近世大名に関しては、「廟」や「霊屋」は、墓又は供養碑等の覆屋もしくは墓等に近接して供養や顕彰を意図する建造物を指している例がほとんどである。そのため、例外的な場合を除いて、城下町に所在する近世大名墓及び関連する施設について「墓所・廟」として記述を進めたい。

(3) 城下町における墓所・廟の配置

まず、大名の墓所・廟と城下町との関係を整理する。国元においても、墓所・廟は必ずしも同一箇

表1 分析の対象とした近世大名城下町及び墓所・廟等

No.	城下町	大名家	種別	入部	代数	石高 (万石)	近世城下町成立経緯	領国における 主な墓所・廟、菩提寺等
1	弘前	津軽	外	1590	12	10	津軽為信。 南部氏の支配領域から独立	長勝寺、革秀寺（初代）、 高照神社（いずれも弘前市）
2	盛岡	南部	外	1591	15	20	南部信直。 領内三戸（ほか）から移転	聖寿寺、東禪寺（いずれも盛岡市）、 三光寺（南部町）
3	仙台	伊達	外	1603	15	60	伊達政宗。 領内岩出山から移転	経ヶ峯、大年寺山（いずれも仙台市）
4	秋田	佐竹	外	1602	12	20	佐竹義宣。 常陸から転封	天徳寺（秋田市）
5	新庄	戸沢	外	1622	11	6	戸沢正盛。 最上家改易後、常陸松岡藩から転封	瑞雲院、桂嶽寺（いずれも新庄市）
6	鶴岡	酒井	譜	1622	12	17	酒井忠勝。 最上家改易後、信濃松代藩から転封	大督寺（鶴岡市）
7	米沢	上杉	外	1601	13	30	上杉景勝。 領内若松から移転（減封）	廟所（米沢市）
8	会津	松平	親	1643	10	23	保科正之。 加藤家改易後、出羽山形から転封	院内御廟（会津若松市）、 土津神社（初代）（猪苗代町）
9	水戸	徳川	親	1609	10	25	（徳川頼宣。） 徳川頼房下妻より入封。	瑞龍山（常陸太田市）
10	新発田	溝口	外	1598	12	6	溝口秀勝。 上杉家会津転封後、加賀大聖寺から転封	宝光寺（新発田市）
11	長岡	牧野	譜	1618	13	7	牧野忠成。 堀家村上へ転封後、長峰藩から転封	栄涼寺（長岡市）
12	松代	真田	外	1622	10	10	真田信之。 酒井家鶴岡へ転封後、上田から転封	長国寺（長野市）
13	富山	前田	外	1639	13	10	前田利次。 加賀前田家から分知	長岡御廟（富山市）
14	金沢	前田	外	1601	13	100	前田利長。 先代利家遺領	前田家墓所（金沢市）
15	大聖寺	前田	外	1639	14	10	前田利治。 加賀前田家から分知	実性院（加賀市）
16	福井	松平	親	1624	15	50	松平忠昌。 忠直大分へ転封後、越後高田から入部	大安禪寺（福井市）
17	小浜	酒井	譜	1634	14	11	酒井忠勝。 京極家転封後、武蔵川越から入部	空印寺（小浜市）
18	名古屋	徳川	親	1610	16	61	徳川義直。	建中寺（名古屋市）、 定光寺（初代）（瀬戸市）
19	大垣	戸田	譜	1635	11	10	戸田氏鉄。 摂津尼崎から転封	円通寺（大垣市）
20	津	藤堂	外	1608	12	32	藤堂高虎。 富田家転封後、伊予今治から入部	寒松院（津市）
21	彦根	井伊	譜	1600	17	30	井伊直正。 石田氏滅亡後、上野高崎から入部	清涼寺（彦根市）
22	和歌山	徳川	親	1619	14	55	徳川頼宣。 駿河駿府より入封。	長保寺（海南市）、 大智寺（和歌山市）
23	鳥取	池田	外	1632	12	32	池田光政。 長幸転封後、姫路から国替え入部	興禪寺（鳥取市）
24	松江	松平	親	1638	10	18	松平直政。 京極家改易後、信濃松本から入部	月照寺（松江市）
25	岡山	池田	外	1632	10	31	池田光政。 光仲国替えのため、鳥取から入部	曹源寺、清泰院（以上岡山市）、 和意谷墓所（初代）（備前市）
26	広島	浅野	外	1619	12	42	浅野長晟。 福島家転封後、紀州から登用	日通寺（広島市）
27	萩	毛利	外	1600	14	30	毛利秀就。先代の遺領	大照院、東光寺、 天樹院（いずれも萩市）

No.	城下町	大名家	種別	入部	代数	石高 (万石)	近世城下町成立経緯	領国における 主な墓所・廟、菩提寺等
28	徳島	蜂須賀	外	1585	14	25	蜂須賀至鎮。 先代正勝・家政の遺領	興禅寺、万年山墓所 (いずれも徳島市)
29	高松	松平	親	1642	11	12	松平頼重。 生駒家改易後、常陸下館から入部	法然寺(高松市)、 霊芝寺(さぬき市)
30	宇和島	伊達	外	1591	9	10	伊達秀宗。 富田家改易・幕領を経て仙台から入部	等覚寺、大隆寺 (いずれも宇和島市)
31	大洲	加藤	外	1617	13	6	加藤貞泰。 脇坂家転封後、米子藩から入部	如法寺、曹溪院(いずれも大洲市)
32	高知	山内	外	1600	16	20	山内一豊。 長曾我部家改易後、掛川から入部	筆山墓所(高知市)
33	秋月	黒田	外	1623	12	5	黒田長興。 福岡黒田家から分知	古心寺(朝倉市)
34	福岡	黒田	外	1600	12	52	黒田長政。 小早川家転封後、豊前中津から入部	崇福寺(福岡市)
35	久留米	有馬	外	1620	11	21	有馬豊氏。 田中家改易後、福知山から入部	梅林寺(久留米市)
36	柳川	立花	外	1620	12	11	立花宗茂。 田中家改易後、陸奥棚倉から入部	福厳寺(柳川市)
37	岡	中川	外	1593	13	7	中川秀成。 播磨三木から文禄年間に入部	高流寺、碧雲寺(いずれも竹田市)
38	小城	鍋島	外	1617	11	7	鍋島元茂。 鍋島家領一部を相続	星厳寺(小城市)
39	佐賀	鍋島	外	1590	11	35	鍋島直茂。 龍造寺氏領を伝領	高伝寺(佐賀市)
40	平戸	松浦	外	1587	12	6	松浦重信。 先代の遺領	雄香寺(平戸市)
41	熊本	細川	外	1632	12	54	細川忠利。 加藤家断絶後、豊前小倉から入部	妙解寺、泰勝寺(初代ほか) (いずれも熊本市)
42	鹿児島	島津	外	1587	12	72	島津家久。 先代からの遺領	福昌寺(鹿児島市)

本表は『新版角川日本史辞典』のほか、次の文献を参考に作成した。
大名墓研究会編 2020。松原典明編 2024、2025。坂詰秀一・松原典明編 2013。坂詰秀一監修 2010。

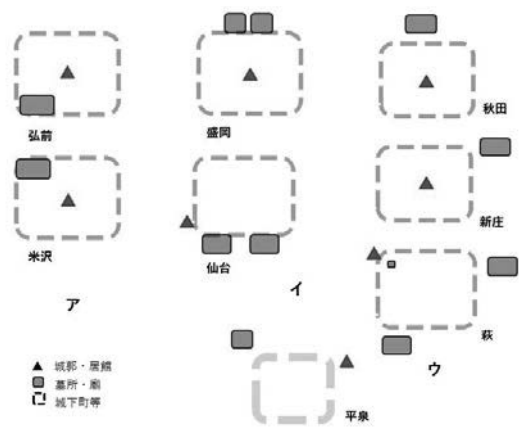


図1 城下町等と城郭・居館及び墓所・廟との位置関係模式図

ア 城下町内部・内縁 イ 城下町外周

ウ 城下町近郊

平泉はイまたはウに対比される

所に継続して造営されるとは限らず複数個所に分散する場合も少なくないが、特殊な事例を除けば、城下町又はその周辺から逸脱して造営されるものではない。また、大名の多くは仏教を信仰していたことから、墓所・廟は菩提寺に付帯することが多いが、神道など仏教以外の信仰に帰依した大名の場合は、他の宗教施設に付帯する場合もある。

城下町と墓所・廟の位置関係について、以下のような類型化が可能である(図1)。

- ア 城下町内部又は内縁：例として、弘前や米沢
- イ 城下町の外周部：例として、盛岡や仙台
- ウ 城下町外の近郊：例として、秋田、新庄、萩
- エ 城下町外の遠方：水戸、和歌山

この4類型のうち、平泉と類似するのは、イ又はウであろう。

次に、墓所・廟が城郭とどのような位置関係にあるかについて整理する（図2）。

城郭中心部からの距離をみると 広島浅野家 岡山池田家 福岡里田家 熊本細川家 萩毛利家

一方で10数万石未満の中小藩の草所・廟は、ほぼ例外なく城郭から15キロの範囲に設けられてい

次に 城郭からの方向についてみると 成岡南部家 徳島峰須賀家 秋田佐竹家 平戸松浦家など

ど、北方向を意識して造墓が行われたと考えられる例があり、その意味についても推察されている(中井前掲)。盛岡藩の場合、盛岡に入部する前の南部氏の拠点である陸奥三戸から聖寿寺が、遠野から東禅寺がこの地に移され、歴代藩主の墓所が営まれることとなった。両寺は隣接し、墓所もまた小さな谷を挟んだ二つの尾根が利用されている。この二つの寺院を含め、近世城下町盛岡の寺院群は北山と呼ばれる町の北方地域に集中している。城下町を見下ろすことが可能な小高い丘陵地は両墓所が所在する丘陵に限らず東西方向に広範にわたっていることから、南部家の墓所が城郭のほぼ真北に位置していることは、意図された選地として考えてよいだろう。

金色堂は、奥州藤原氏の居館から西北西2キロ弱の地点に平坦地が造成され、館に正面を向けて建立された。「吾妻鏡」文治5年(1189)9月17日条「寺塔以下注文」における平泉館の説明で「館事。金色堂西方。並于無量光院之北。構宿館」として記されていることから、館が金色堂及び無量光院と意味ある位置関係であると解釈できる。発掘調査によって、館と金色堂との間は道によって、館と無量光院との間は橋によってそれぞれ繋がれていたことが明らかとなり(岩手県教委ほか2017)、考古学的側面からも、為政者の居所である館と二つの寺院との関係が意図されたものであることを裏付けている。

為政者の居所と墓所・廟との位置関係が平泉と類似するのは、米沢藩と弘前藩(藩祖墓所・廟、革秀寺)である。平泉の場合、両者の相対的位置関係は浄土思想によって説明されることが多いが、米沢や弘前の場合、このような宗教的背景で説明されることはない。その他の事例をみても、近世城下町における居所と墓所について、浄土思想によって説明されてはいない。

(5) 城郭と墓所・廟間の眺望

次に、城郭と墓所・廟間の相互の眺望について整理する。

図3は、城郭から墓所・廟を望んだ場合の垂直位置を示している。水平距離が0.5キロを超えるものがほとんどなので、実際には城郭から視認できないか、視認できた場合でもほとんど高低差を感じず水平なものとして認識された可能性が高いだろう。

そのなかで仙台は、藩祖伊達政宗以下の墓所・廟が構えられる経ヶ峯墓所が城郭から眼下に見下ろす位置関係にあり、とくに、広瀬川に面した本丸東側の崖に構築された眺瀛閣と呼ばれる懸造りの建物から、東南東方向に直視できたと考えられる。4代以降の藩主が眠る大年寺山墓所は、そのまま視界の延長上に位置している。

仙台ほど顕著な勾配はないが、彦根、徳島、高知、秋田なども城郭から見下ろす位置に墓所・廟が営まれた例とすることができよう。城郭の至近距離に墓所が営まれた柳川や大垣の場合は、歴代藩主を祀る菩提寺の立地によるものと考えられる。逆に、先に見た盛岡や会津松平家墓所のように、一定の距離がありながら、城郭から墓所・廟を見上げる位置にある例が少数認められる。ただし、両者とも藩祖の墓所は遠隔地にあり、城郭からはまったく視認できない。

しかし、全体としてはこのように相互に所在を認識できる例は少数で、城郭、墓所・廟のいずれもが小高い地点に設けられ、両者の間が低地となって眺望が確保できた場合を除き、視覚的には確認できない場合がほとんどだったと考えてよいだろう。

平泉の場合、既述のとおり「吾妻鏡」に両者の関係が記載されているが、当時、実際に視認できたかは、地形的な制約に加え、金色堂が小規模な建物でもあることから、喬木・灌木を含めすべての障害物を除去したとしても微妙である。ただし、12世紀代においては、金色堂に後世のような覆堂はなかったとされることから、館の西北西方向の関山中腹に、朝日を浴びた金色堂の光の反射が確認でき

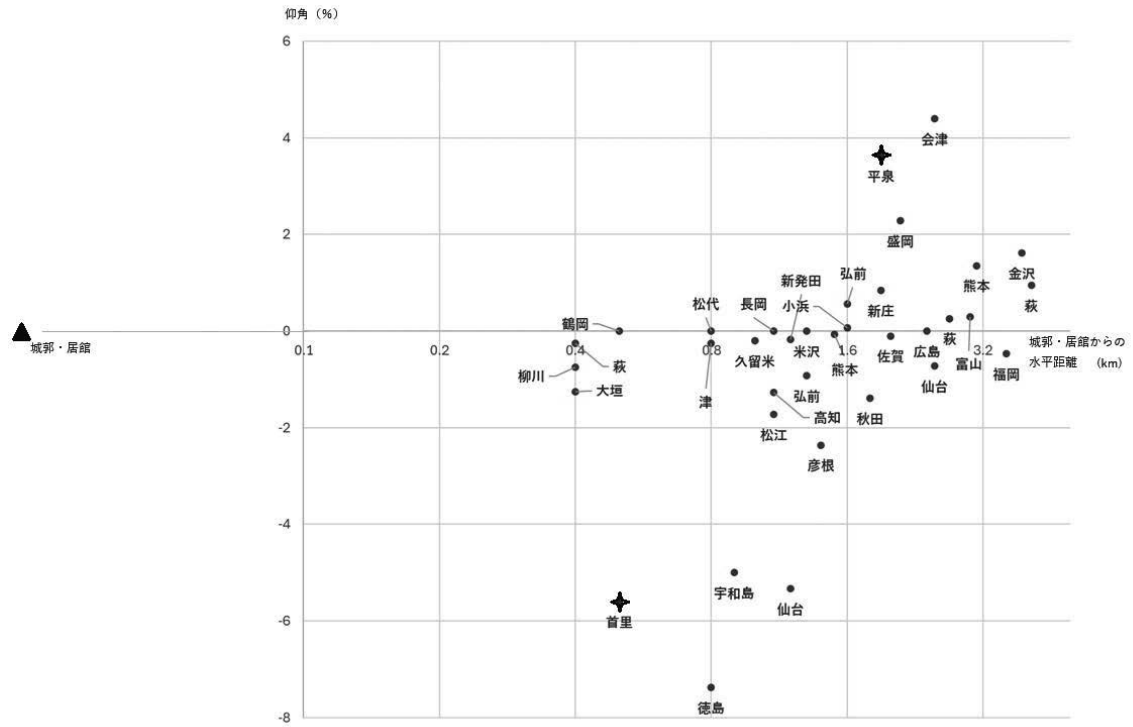


図3 城郭・居館から墓所・廟への眺望

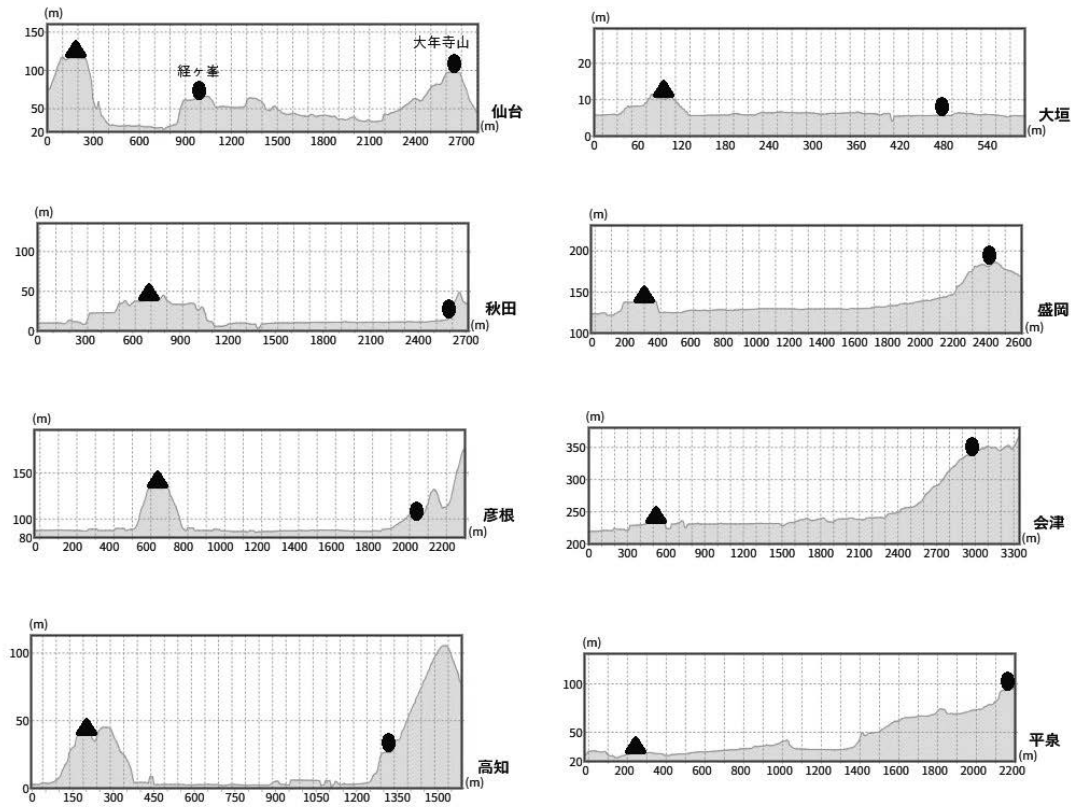


図4 城郭・居館からみた墓所・廟の立地

た可能性はあり得ただろう。

(6) 墓所・廟における歴代為政者の配置

最後に、各大名墓所・廟における歴代為政者の配置に注目しておきたい。大名墓所・廟は、そのすべてが明らかとなっておらず、また、年月の中で移転や改葬、再配置などが行われている例も少なくない。以下の例は、いずれも「家」祖又は「藩祖」もしくは領域支配の祖の墓所・廟が、以後の為政者のそれらと区別されて配置されている例である。

- ① 祖の墓所・廟が以後の為政者のそれらと場所を異にしているもの
 - 弘前津軽家：初代（為信）の廟（霊屋）が二代以降と異なる寺院にある
 - 盛岡南部家：藩祖（信直）の墓所・廟が二代以降と異なる寺院にある
 - 米沢上杉家：家祖（謙信）の廟が藩祖以降の廟とは別に城内に置かれた
 - 会津松平家：初代（正之）の墓所が二代以降と異なる場所にある
 - 萩毛利家：初代（輝元）の墓所が二代以降と異なる寺院にあった
 - 尾張徳川家：初代（義直）の墓所・廟が二代以降と異なる寺院にある
 - 岡山池田家：初代（光政）の墓所が二代以降と異なる場所にある
 - 熊本細川家：初代（藤孝）から三代（忠利）の墓所・廟が、以降と異なる寺院にある
 - など
- ② 墓所・廟の境内において、祖が以後の為政者と区別される特別な位置関係にあるもの
 - 仙台伊達家：初代（政宗）の墓所・廟が境内の中心的位置にある
 - 金沢前田家：家祖（利家）の墓所が二代以降より大きく造成されている
 - 紀伊徳川家：初代（頼宣）の墓所が境内の中心的位置にある
 - 高知山内家：初代（一豊）の墓所が境内の中心的位置にある
 - など

これらより、大藩を中心に歴代の為政者のなかでも、「祖」及び初期の当主に特別の意味を持たされているだろうことが看取される。その事由については個別に検討されなければならないが、「家」の血脈（系譜）と領域支配とを一体として顕示したいことが墓所・廟に共通して期待されたものであったと考えてよいだろう。

5 墓・廟・霊屋——用語についての検討

(1) 問題の提示

ここで問題とするのは、中尊寺金色堂の性格をめぐる議論の中で用いられてきた術語の使い方である。いま、先行研究の説をいくつか引用してみよう。

- 1) この堂が、清衡の死後においてその廟所となり、更に基衡の遺骸を納め、ついで秀衡に及ぶ頃ともなると、最早奥州藤原氏世代の**廟所**と認められていたに相違あるまい（田沢1950：205頁）。
- 2) 清衡による金色堂の建立は、当時流行の阿弥陀堂の建立に、兼ねて**葬堂**の意味をも持たせたものであったというべきではあるまいか（石田1959：13頁）。
- 3) この堂の機能そのものはあくまで**墓堂・廟堂**（葬堂という呼び方だと遺体仮安置所めいて聞こえる）であって、阿弥陀堂はそのための形式にすぎない（須藤・岩佐1989：74頁）。
- 4) 金色堂は平安時代の一般的な阿弥陀堂とは性格を大きく異にし、願者の生前に営まれた自らの**墓所堂**であったと考えるのが妥当のように思える（清水2006：64頁）。

5) 各須弥壇には遺体を納めた棺が安置されていたので、仏堂と廟堂の性格を兼ね備えているものと理解される(猪熊2024:149頁)。

ここには「廟所」、「葬堂」、「墓堂」、「廟堂」、「墓所堂」といった語が用いられており、論者によって使用している語が異なる。これらの語が指す実体は同じなのか、それとも異なるのか。それが分からないと、各説の異同を判断することができない。

その中でもとりわけ問題に思われるのは「廟」の用法である。そもそも、中国において廟と墓はまったく異なるものである。いま、中国最古の字書である許慎『説文解字』の廟と墓についての説明を見てみよう。

墓、丘也。(墓は、丘である)

廟、尊先祖兇也。(廟は、先祖を尊ぶさまである)

ここで言う丘とは墳墓のことで、つまり墓は死者を埋葬するところである^(注8)。それに対して廟は祖先を祭るところである。墓は死者を葬る喪礼において問題となるのみで、祖先祭祀はもっぱら廟において行われる。古代中国の礼儀体系(五礼)では、喪礼は凶礼、祭礼は吉礼である。墓と廟とでは置かれる場所も異なっており、墓は城(城壁で囲まれた都市)の外に、廟は居住地の近く(君主ならば宮城内)に設けられる^(注9)。

中国でいう「廟」は日本の習慣にはまったくそぐわないものである。ゆえに、中国古典の研究を専門とする立場から中尊寺金色堂の性格をめぐる議論を見ると、「廟」の用い方に疑問を覚えるのである。金色堂は廟所あるいは廟堂であると言ったとき、その「廟」とはどういう意味なのか。

あるいは、日本史の研究者にとっては、このような「廟」の意味について共通理解が成立しているのかもしれない。しかしかりにそうだとすると、そうした「廟」の用法がどうして成立したのかを明らかにする必要があるだろう。それによって、日本史の中でのみ見ていると気づきにくい日本の墓葬や祖先祭祀の特徴が明らかになるはずである。

(2) 江戸時代の大名墓における「廟」

江戸時代の大名墓の中には「廟」と呼ばれているものが多くあり、今日の研究者の「廟」の用法は江戸時代の「廟」から来ていると思われる。そこで、江戸時代の大名墓について見てみたい。

まず研究者が江戸時代の「廟」をどう説明しているかを見てみよう。村上訃一は近世大名の「霊廟」を幅広く紹介しているが、「廟」について次のように説明している(村上1990:17頁)。

近世に入ると大名や武士のために本格的な廟の建築が数多く建てられ、その形式が確立した。……これらの廟は霊の依代として祖先の影像や位牌等を安置して拝するところであり、墳墓をも併せ備えた施設となっている。^(注10)

これによると、日本の「廟」は墓とは異なるものの、墓をその中に含む施設である。

実際に江戸時代の大名墓を見てみると、「廟」と「墓」の関係は多種多様で、細部に違いはあるが、確かにおよそ村上の説明のとおりである。これまでに実地調査を行った江戸時代の大名墓の現地における呼称を整理すると、次のようになる(「」で括った名称は現地の石碑やパンフレット等に用いられている呼称である)。

1) 弘前藩津軽氏

革秀寺には「津軽為信霊屋(たまや)」がある(為信は初代藩主)。革秀寺と弘前市教育委員会が作成した説明板には、「為信は、慶長十二年(一六〇七)に京都で亡くなったが、この遺骨を二代藩主信枚が持参し、……革秀寺を廟所としている」という。

長勝寺には「津軽家霊屋」5棟があり、それぞれ環月臺（初代藩主正室霊屋）・碧巖臺（2代藩主信枚霊屋）・明鏡臺（2代藩主正室霊屋）・白雲臺（3代藩主信義霊屋）・凌雲臺（6代藩主信著霊屋）と名付けられている。そのうち環月臺・明鏡臺・凌雲臺は本葬墓で、碧巖臺と白雲臺は分霊墓であるという（関根2025：71頁による）。

高照神社には「津軽信政公廟所」（信政は4代藩主）がある。「廟所」は広い敷地を持ち、門・拝殿・拝墓・本墓から構成される。

以上を要するに、津軽藩においては、「霊屋」は墓を覆う建物であり、墓・霊屋を含めた祭祀を行う場所全体を「廟所」と呼んでいる。

2) 盛岡藩南部氏

聖寿寺には南部家の「墓所」と「廟所」がある。

「墓所」には江戸時代以前の当主である初代光行・9代祐政・11代信長・12代政行を祭る五輪塔と^(注11)、28代重直から40代利剛までの江戸時代歴代藩主の墓がある。

「廟所」は「納骨堂」とも呼ばれ、43代以降（つまり明治以降）の歴代南部氏当主の遺骨が納められている。つまりこの「廟所」は代々の遺骨を一緒に納めた場所のことであり、江戸時代の一代ごとに造られた藩主の墓と区別するために作られた新しい呼称である。

3) 仙台藩伊達氏

伊達氏は初代から3代までと、4代以降とで、埋葬方法に明確な違いがある。

初代から3代までは経ヶ峯墓所に葬られている。墓には「霊屋（おたまや）」が設けられ、それぞれ瑞鳳殿（初代政宗霊屋）・感仙殿（2代忠宗霊屋）・善応殿（3代綱宗霊屋）と名付けられている。

4代藩主綱村以降は、大年寺に設けられた無尽灯廟・宝華林廟という二つの「廟」に葬られている。墓には「霊屋」は設けられず、板石塔婆に雨屋のみとなる。

これより、伊達氏は墓を覆う豪華な建築物を「霊屋」と呼び、複数人の墓を囲った場所を「廟」と呼んでいることが分かる。

4) 新庄藩戸沢氏

瑞雲院には「新庄藩主戸沢家廟所」がある。ここには5棟の墓石を納めた建物があり、「御霊屋（おたまや）」と呼ばれている。

5棟の「御霊屋」には、新庄藩11代の藩主のうち、2代正誠を除く10代の墓石が納められている。一人ごとに「御霊屋」が建てられるのではなく、1棟に藩主（ときには2代の藩主）とその妻、家族の墓石が納められているのが特徴であり、その点が津軽氏・伊達氏の「霊屋」と異なる。

なお、瑞雲院に置かれているパンフレットには「御廟所は、当地では御霊屋と呼ばれ」云々とあり、「御廟所」と「御霊屋」が同義で用いられている。しかし実際には「御霊屋」の集合体が「御廟所」のようである。

5) 米沢藩上杉氏

上杉氏の菩提寺である法音寺のすぐそばに「上杉家廟所」がある。文化14年に作成された地図は「御廟所絵図」と呼ばれており、「御廟所」が当時から用いられた呼称であることが知られる。

「御廟所」には、「閼宮」と呼ばれる謙信「廟」を中心として^(注12)、初代景勝から11代斉定までの墓が整然とならんでいる。すべての墓は木造建築物で覆われており、現地ではそれを「廟屋（びょうや）」と呼んでいる。

つまり、墓を覆う建築物が「廟屋」であり、歴代の廟屋が設けられた場所が「廟所」である。

6) 萩藩毛利氏

毛利氏歴代の墓は天樹院・大照院・東光寺・香山墓地の四ヶ所に分かれて設けられている。大照院門前に置かれた石碑に「毛利家廟所」とあり、東光寺で見た、臣下が奉納した石灯籠には「御廟所」と刻まれていた。これより、当時の人々が毛利氏の墓所を「廟所」と呼んでいたことが知られる。

毛利家廟所では、例えば2代綱広と正室の墓を並べて塀で囲むといったように、藩主と正室の墓で一つの単位を構成している。これら歴代の墓が集まっている場所を「廟所」と呼んでいる。

以上わずか6例であるが、江戸大名墓における「廟」の用法は二つに分けることができる。第一は一人の藩主の墓・霊屋を含めた祭祀を行う場所全体を指し（津軽氏）、第二は歴代藩主の墓のある場所を指す（伊達氏・戸沢氏・上杉氏・毛利氏）。南部氏の「廟所」はごく最近の特殊な用法であるが、数代の人物の遺骨を一箇所に納めているという点で、第二の用法に由来するものだろう。いずれにせよ、江戸大名墓における「廟」は墓の置かれている場所であるという共通点を有している。これが江戸時代の「廟」の最も重要な特徴である。

(3) 日本特有の「廟」の成立

日本において、墓の置かれている場所を「廟」と呼ぶ習慣はいつから始まったのだろうか。例えば『続日本紀』天平宝字3年（759）八月己亥条に「遣大宰帥三品船親王於香椎廟」とある香椎廟は香椎宮（仲哀天皇を祭る神社）のことであり、神護景雲2年（768）7月辛丑条に「題曰文宣王廟」とある文宣王廟は孔子廟のこと。このように、「廟」は奈良時代の文献にすでに出てくるが、その意味は中国の「廟」の用法に即したものであり、墓とは関係がない。

平安中期には墓に関係のある「廟」の存在が知られている。一つは「花台廟」で、慶滋保胤が起草した「二十五三昧起請」に見え、結衆の墓地をそう呼んだという。もう一つは「蓮台廟」で、これは火葬場の近くにあり、「しばらく棺を安置して葬列を出す準備をするような場所」だったという（勝田2012：136頁）。墓地そのもの、あるいは墓と密接に関係のある場所を「廟」と呼んでいる点は注目に値するが、君主とその一族だけの墓所を指す江戸時代の「廟」とは異なっている。

さらに鎌倉・室町時代の「廟」の用法を調べても、江戸時代の「廟」と同じ意味で用いられている例は見当たらなかった。管見のかぎり、墓所を「廟」と呼ぶ習慣はどうかや江戸時代に始まるようなのである。

ではなぜ江戸時代に墓所を「廟」と言うようになったのか。それは江戸時代の大名墓で多く作られた「おたまや」が原因だと考える。「廟」は「おたまや」と訓読される^(注13)。そこから推測するに、逆に「おたまや」を「廟」と呼ぶこともあり、それをもとに墓所を「廟所」と呼ぶようになったのではないだろうか。

江戸時代には儒者が多くの名称を中国風に改変したことが知られている。例えば本居宣長『玉勝間』巻二・「儒者名をみだる事」はそれを問題視した文章であり、儒者による中国風改称について次のように述べている。

此方の近きころのじゆしやは、よろづに名をみだることをのみつとむめり、そが中に、地の名などを、からめかすとて、のべもつゝめもかへも心にまかせて物するなどは、なほつみかろかるべきを、おほやけざまにあづかれる、重き名どもさへに、わたくしの心にまかせて、みだりにあらため定めて書なるは、いとも／＼可畏きわざならずや、^(注14)

江戸時代のこうした風潮からすれば、「おたまや」を「廟」と呼ぶのもまったく自然なことである。朱子学が江戸幕府の官学となったことが墓葬制度にも影響を与え、「おたまや」を「廟」と呼ぶ習慣が生まれたのだろう。

「廟（おたまや）」という訓読がいつから行われるようになったのか、目下のところ定かではない。あるいは、「おたまや」を「廟」と呼ぶようになったことと、「廟」を「おたまや」と訓読するようになったこととは相互に関係しており、ほぼ同時期に現れた現象なのかもしれない。

（4）中尊寺金色堂は「廟」なのか

日本の「廟」の来歴が明らかになったところで、中尊寺金色堂の「廟」の問題にもどる。「おたまや」と「廟」の関係を理解することによって、金色堂の日本葬制史における位置がより明確になると思う。

「たまや」の由来は十一世紀の「たまどの」に求めることができる。勝田至によると、「十一世紀には、建物を造ってその中に棺を安置し、その建物を密封するという形の葬法が行われており、この建物を『玉殿（たまどの）』と称した」（勝田2003：131頁）という^{（注15）}。この玉殿の別称が「たまや」である。

「たまや」の最も早い用例は、『栄花物語』とりべ野卷「とりべの、南の方に二丁ばかりさりて、霊屋といふものを造りて、築土などつきて、こゝにおはしませんとせさせ給」である^{（注16）}。本居宣長『玉勝間』巻十一・「霊屋」はこの例を引いて、「今の世に御霊屋といふ名、此たまやなり、然れどもかのたま屋といへる物、今の御霊屋と、全く同じとは聞えず、いさゝか事かはりてぞきこゆる」という^{（注17）}。江戸時代の「霊屋」が平安時代の「たまや」に由来するという本居宣長の説はおそらく正しい。

平安中期、貴族の間で堂塔を建立してその下に遺骨または遺体を葬ということが行われはじめたわけだが、やがて仏教的な堂塔に棺または遺骨を納めるようになった。この仏堂と墓所が結合したものを「墳墓堂」という。中尊寺金色堂が——金色堂にしかない特徴も少なからずあるとはいえ——墳墓堂の一形態であることは疑いないところだろう^{（注18）}。

以上の理解にもとづくと、平安時代の「たまどの／たまや」→平安・鎌倉時代の「墳墓堂」→江戸時代の「霊屋」という変遷過程を描くことができる。「墳墓堂」が平安時代の「たまどの／たまや」と江戸時代の「霊屋」の中間に位置するのであれば、「墳墓堂」も当時は「たまや」と呼ばれることがあったかもしれない。

中尊寺金色堂は「廟」かどうか。もし「たまや」の意味であれば、「廟」だと言える。しかし墓所を意味する「廟」は後代の特殊な用法であり、「廟」という言葉で金色堂の性格を説明すると、当時の人々の認識とずれが生じてしまう。奥州藤原氏は中尊寺金色堂を「たまや」として見ていただろうが、それを「廟」とは考えていなかったはずである。

6 小結

近世大名による支配の機能的中心であった城下町において、為政者の居所である城郭と墓所・廟は、大名「家」による領域支配の正統性と持続性を端的に示すものであった。幕府と大名との公的な関係は、参勤交代時における大名行列などによって広く周知されたのだろうが、家臣団及び領民のほとんどは、大名の領域支配を幕府が保証した公文書などを目にする機会にはなかった。それでも、彼らが、為政者の支配根拠や正当性を問うことなど、ほぼなかったと考えられる。

村ごとに文書行政が浸透し、細部にわたって末端まで為政者による支配が到達した近世社会の後半においては、為政者及び大名「家」は、行政機構の頂点として、支配領域における当然の存在となった。そのため、幕藩体制がおおむね安定して以降の諸大名にとって重要だったのは、領民に対しての自己アピールよりも、幕府との関係性を安定的に持続させ、支配を永続化することにあったように思われる。各大名にとって、為政者としての領域支配の正当性を視覚的に示す必要が求められたのは支配のごく初期段階であった。そのため、城下町における墓所・廟において「藩祖」などが特別扱いされて配置される例が多いと考えられる。

平泉における金色堂は、奥州藤原氏初代清衡の晩年に完成していた。阿弥陀堂内にみずからの墓所を準備していたのは仏教的信仰心によるものであろうが、堂が建立された場所及び堂の向きなどは、明らかに為政者の居所が意識されていた。そのことが堂の付近を南北に通行する人びとを含め、万人の視覚で理解されるよう仕向けられていたのである。

さらに、堂内の3つの須弥壇の中央に初代が安置されたことは、領域支配の「祖」が特別視されていたことを物語るものであり、いくつかの近世大名との類比を可能にしている。これらがどこまで意図されたものであったかは推測の域を出ないが、結果的に、金色堂が奥州藤原氏累代による領域支配を視覚的に正統化する機能を担うこととなったと考えられる。

本文は、1, 3, 4, 6を佐藤が、2を櫻井が、5を廣瀬が分担して作成したが、全体については3者で協議した。

また、本報文の作成に当たっては、令和8年1月20日（火）に開催した政治拠点平泉に関するワークショップ（非公開）における議論を参考とした。ワークショップへの出席者等については、「岩手大学平泉文化研究センター年報」第14集彙報を参照されたい。

【注】

- (1) 安元2年(1176)、三代藤原秀衡は二代基衡を供養するため、金色堂に紺紙金字法華経を奉納している。堂の須弥壇下に葬られている基衡は「天所聖霊」とされている。
- (2) また、貨幣経済においても、支配領域内においてのみ効力を持つ「藩札」など独自の通貨を発行し、経済的な独自性をも有していた。
- (3) この際、文箱に2通の解文と申文が入っていたことが記載されていて、その内容が推測されている。辻善之助(1916)以来、荘園の寄進状などと言われることがあるが、奥六郡内に摂関家荘園は確認されていない。佐藤はかつてこの文書と清衡の平泉移転との関係を推論したことがあったが(佐藤2005)、後三年合戦後、清衡が奥六郡の外の私領化を、いつどのように進めていったのかについての検討ともに再解釈する必要があると考えている。
- (4) 著名な「台記」仁平3年(1153)9月14日記事に見る藤原頼長荘園の年貢額の藤原基衡との交渉では、「高鞍」「大曾禰」「本良」「屋代」「遊佐」の5荘園が対象となっている。「高鞍」「本良」が陸奥、その他が出羽に所在していることは明らかであるが、なぜこのような記載順序であるのかについては、深く考察されたことがなかったようである。仮に、この記載順が頼長の先代である藤原忠実へ寄進された順序を表すとすれば、以下のような想定も可能となる。
 - 11世紀末：清衡がまず「高鞍」を私領化(もしくは管理権限の篡奪)(→同地の金を陸奥国府へ献納)
 - 12世紀初：「高鞍」を関白就任後の忠実へ寄進
 - 以後、忠実が関白を退任する保安年間ごろまでの間：他の荘園が忠実へ寄進
 この場合、清衡は平泉へ移転後20年程度で出羽南半まで勢力を拡大。このことと、保安元年(1120)の越後小泉庄における清衡の文物の盗難(「中右記」保安元年6月17日)や、大治4年(1129)の清衡二子合戦の折「小館」が平泉から越後へ向かおうとしたとする記事(「長秋記」大治5年6月8日)は整合的。
- (5) 徳川將軍直属の大名に限らず、大名家の家臣においても、長期間にわたって地方を知行する場合は、居所を中心に「城下町」を形成し、累代の墓所・廟が営まれる例は少なくない。一例として仙台伊達家家臣の登米伊達家。
- (6) 近世城下町は日本列島内各地に数多く所在する。そのなかから、領域支配が250年前後にわたって継続した、城持ちの、おおむね5万石以上の大名42例の城下町を抽出して検討した。
- (7) 12世紀平泉において、人口が集中する都市的な範囲としてみられているのは、平泉町内の発掘調査が進んだ1990年代以降については、現在の平泉市街地と重ねて考えられることが多いが、近年の発掘調査によって、太田川より南の祇園社周辺でも12世紀代の遺構・遺物が一定程度集中していることが確認されつつある(岩手県教委ほか2014)。
- (8) 段玉裁『説文解字注』は本文を「墓、丘墓也」に改めている。
- (9) 例えば孔子を祭る孔廟は曲阜城内にあるが、孔子の墓のある孔林は曲阜城外にある。
- (10) 「靈廟」と「廟」の使い分けについては、村上氏は「現在では総称として一般に“靈廟”という名称が用いられている。しかし、“靈廟”という名称は徳川將軍の廟に限って用いられたと考えられ……したがって本書の本文では総称として“廟”という名称を用いる」という。(17頁)
- (11) この四基の五輪塔は、1921年に光行・祐政・信長・政行四人の墓が神奈川県で発見されたことをきっかけとして盛岡に改葬されたもので、近世以前に造られたものではない。
- (12) 「閼宮」とは廟の別称。『詩経』魯頌に「閼宮」という一篇がある。
- (13) 例えば今日最も権威のある漢和辞典である諸橋轍次『大漢和辞典』を見ると、「廟」の第一項は「たまや。みたまや」となっている。
- (14) 『本居宣長全集』第一巻、筑摩書房、1968年5月、78頁。
- (15) 藤田氏は田中1972を引いて玉殿について説明しているが、筆者は田中1972を入手することができなかったため、藤田氏の著作から引用した。
- (16) 松村博司・山中裕校注『栄花物語』上、岩波書店、1964年11月、217～218頁。これは一条天皇の皇后藤原定子が死亡した時の話である。
- (17) 『本居宣長全集』第一巻、344頁。
- (18) 勝田2003：131～141頁、勝田2012：165～168頁を参照。

【引用・参考文献】

- 青森県 2001『青森県史資料編 古代1 文献史料』（青森県史デジタルアーカイブシステム https://www2.i-repository.net/il/meta_pub/csearch を使用）
- 石田一良 1964「中尊寺建立の過程にあらわれた奥州藤原氏の信仰と政治」『日本文化研究所研究報告』別巻第2集（『浄土美術』ぺりかん社1991年に再録）
- 石田茂作 1950「金色堂の設計と遺体の安置」『中尊寺と藤原四代』朝日新聞社
- 石田茂作 1959「中尊寺の文化」、『中尊寺』朝日新聞社
- 猪熊兼樹 2024「金色堂の造形様式」『建立900年特別展 中尊寺金色堂』東京国立博物館等
- 入間田宣夫 1994「中尊寺金色堂の視線」『中世の地域社会と交流』吉川弘文館（『中世武士団の自己認識』三弥井書店1998年に再録）
- 岩手県教育委員会ほか編 2014『日本都市史のなかの平泉 資料集』岩手県・一関市・奥州市・平泉町教育委員会
- 岩手県教育委員会ほか編 2017『奥州藤原氏の理想世界 資料集』岩手県・一関市・奥州市・平泉町教育委員会
- 岩手大学平泉文化研究センター・岩手県ほか 2025『平泉と北・東アジアの政治拠点の比較研究』
- 遠藤基郎 2005「平泉藤原氏と陸奥国司」『東北中世史の研究 上巻』高志書院
- 勝田 至 2003『死者たちの中世』吉川弘文館
- 勝田 至 2012『日本葬制史』吉川弘文館
- 菅野成寛 1989「中尊寺金色堂の諸問題（上）」『岩手史学研究』第71号
- 菅野成寛 1989「中尊寺金色堂の諸問題（下）」『岩手史学研究』第72号
- 坂詰秀一監修 2010『近世大名墓所要覧』ニューサイエンス社
- 坂詰秀一・松原典明編 2013『近世大名墓の世界』季刊考古学・別冊20 雄山閣
- 狭川真一編 2009『日本の中世墓』高志書院
- 佐藤嘉広 2005「柳之御所遺跡出土かわらけの年代推定 ロクロかわらけ大皿を中心に」『岩手考古学』第17号
- 佐藤嘉広 2023「日本の政治拠点と平泉（中間報告）」『平泉文化研究年報』23
- 佐藤嘉広 2024「政治拠点としての平泉—金色堂をめぐるひとつの理解—」『平泉文化研究年報』24
- 佐藤嘉広 2025「11世紀陸奥・出羽の政治拠点と平泉」『平泉文化研究年報』25
- 清水 擴 2006「中尊寺金色堂」、『日本建築史基礎資料集成五 仏堂Ⅱ』中央公論美術出版
- 須藤弘敏 1989「中尊寺金色堂考」『特定研究報告書 文化における「北」』
- 須藤弘敏・岩佐光晴 1989『中尊寺と毛越寺』保育社
- 関根達人 2013「権力の象徴としての大名墓」『季刊・考古学』別冊20
- 関根達人 2025『列島縦断日本の墓 失われゆく墓石を訪ねる』吉川弘文館
- 大名墓研究会編 2020『近世大名墓の展開』雄山閣
- 高橋富雄 1999『平泉の世紀 古代と中世の間』NHK ブックス
- 高橋康夫 2015『海の京都』京都大学学術出版会
- 高橋康夫 2020『京都と首里』文理閣
- 田沢金吾 1950「奥州藤原氏と蝦夷の文化」『中尊寺と藤原四代 中尊寺学術調査報告』朝日新聞社
- 田中久夫 1972「玉殿考—殯宮研究の前提として」『社会と伝承』13-1
- 中尊寺 1994『中尊寺御遺体学術調査最終報告書』
- 東京国立博物館 2024『建立900年特別展 中尊寺金色堂』
- 東北大学東北文化研究会編 1959『奥州藤原史料』吉川弘文館
- 富島義幸 2010「中尊寺金色堂再考」『兵たちの極楽浄土』高志書院
- 富島義幸 2020「奥州藤原氏の阿弥陀信仰と建築造形」『平泉の文化史2 平泉の仏教史』吉川弘文館
- 中井 均 2020「近世大名墓と居城」『近世大名墓の展開』雄山閣
- 仁木宏研究代表 2017a『中世・近世移行期における守護所・城下町の総合的研究』（城下町科研総合シンポジウムⅠ）
- 仁木宏研究代表 2017b『中世・近世移行期における守護所・城下町の総合的研究（2）』（城下町科研総合シンポジウムⅡ）
- 福山敏男 1969「中尊寺金色堂の性格」『佛教藝術』72（『寺院建築の研究』中央公論美術出版1983年に再録）
- 藤島玄治郎 1971「平泉の文化と中尊寺」『中尊寺』河出書房
- 松原典明編 2024『近世大名墓の形成と背景』雄山閣

松原典明編 2025『近世大名墓所造営と居城』雄山閣

村上詔一 1990『日本の美術』第295号 霊廟建築、至文堂

学校教育における世界遺産の教材化についての研究 —デジタル教材（Web コンテンツ・「平泉学習モデル」）づくりへの取り組み—

長谷川伸大・宮崎嵩啓

1 はじめに

本報告は、岩手大学と岩手県の共同研究「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」（2025～2029年度）に関して、今年度の成果、課題および今後の展開を報告するものである。

以下、今年度の研究体制について（2）、岩手大学と岩手県の共同研究の歩みとその成果物であるデジタル教材について触れ（3）、およびこれをふまえたデジタル教材の増補について報告する（4）。そして末尾に本年度の研究の小括と課題、今後の展開について述べたい（5）。

2. 2025（令和7）年度の研究体制

本共同研究の今年度のメンバーは次のとおりである。

- | | | |
|-------|-------|----------------------------------|
| ・岩手大学 | 船越 亮佑 | 岩手大学教育学部准教授（国語科教育） |
| | 宮崎 嵩啓 | 岩手大学教育学部講師（社会科教育） |
| ・岩手県 | 半澤 武彦 | 文化スポーツ部文化振興課世界遺産担当課長 |
| | 太田 崇 | 文化スポーツ部文化振興課主査 |
| | 長谷川伸大 | 県教育委員会事務局生涯学習文化財課社会教育主事補（柳之御所担当） |

3. 共同研究の経緯と成果

（1）経過

岩手県では「平泉文化研究機関整備推進事業」に取り組んでおり、2000～2009（平成12～21）年度に第1期研究計画、2010～2019（平成22～令和元）年度に第2期研究計画、2020～2024（令和2～6）年度の第3期研究計画と研究を継続し、成果を蓄積しており、2025～2029（令和7～8）年度は第4期研究計画として始動した。

この研究計画の第3期及び第4期の研究テーマのひとつが「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」で、そこでは平泉学習モデルの実践について研究を継続実施することとし、地域学習・郷土教育や生涯学習・リカレント教育等への発展も見据えた活用モデルの策定を目指し、以下の3点を掲げている。

- ① 世界遺産教育の理論的研究と具体的な実践事例の収集
- ② 「平泉」における、効果的な世界遺産教育のあり方の検討と実践
- ③ 世界遺産の保存管理に係る理解の深化、保存管理に係る幅広い世代への遡求

本研究の、令和2から6年度まで5年間の経過は以下のとおりである。

- ・2020（令和2）年度 岩手県内の公立小中学校および県立高等学校を対象にアンケートを実施。
平泉の文化遺産に関するデジタル教材と、これを活用した授業構築を課題と設定した。
- ・2021（令和3）年度 『ときめき 平泉の文化遺産』⁽¹⁾（以下、『ときめき』と略記）（図1）と実物教材（かわらけ等出土遺物）使用し、オンライン中継も活用した「平泉授業」を試行。
- ・2022（令和4）年度 「平泉授業」の実践を継続。デジタル教材として、パイロット版のアニ

メーション教材を試作。授業者が必要に応じて選択が可能なコンテンツを目指す、という方向性を確認し、『ときめき』のデジタル化の方針を採った。

- ・2023（令和5）年度 『ときめき』を底本とし、デジタル教材『探究・平泉の文化遺産』（以下、『探究・平泉』と略記）（図2）を制作した。
- ・2024（令和6）年度 デジタル教材『探究・平泉』に対応した授業案とワークシートを作成し、授業を実践した。以上を総括して「平泉学習モデル」⁽²⁾とし、岩手大学平泉文化研究センターホームページにて公開した。

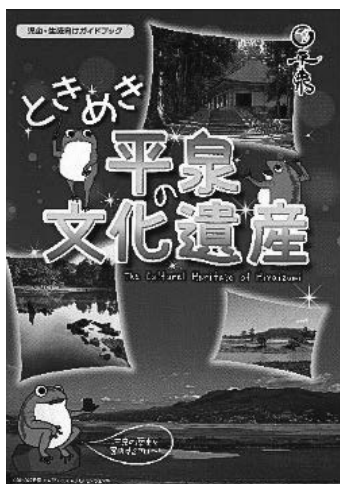


図1 『ときめき平泉の文化遺産』



図2 『探究・平泉の文化遺産』（岩手県・岩手大学）のトップページ
(岩手大学平泉文化研究センターホームページ内)

(2) 成果

この共同研究で制作された『探究・平泉』の特徴的な機能は以下のとおりである（図3左下）。

- ① 「調べ学習」など学習活動に堪えうる教材。Web教材の本文（図4）を読んで、詳しく知りたい箇所をクリックすると外部サイト（公式サイト等「一次情報」に限定）に接続したり、より詳しい解説および参考文献を確認できたりする。
- ② 指導案、ワークシートが各5つあり、ホームページからダウンロードできる。授業者がそれらをアレンジして使用することも可能（図5）である。
- ③ 目次から該当する本文へのジャンプすることができる。また、ページ内の語句検索機能がある。いずれの機能も、デジタル教材、Web教材であることが活かされたものになっている。

このようなデジタル教材『探究・平泉』を学校現場で、具体的には、社会や国語、総合的な学習（探究）の授業において活用してもらえるよう作成した。それら指導案や、それに対応したワークシートについて触れておきたい。

指導案は5案あり、以下のようにになっている。

指導案1 「平泉は都からはるかに離れていながらなぜ栄えたのか」を学習課題に据え、平泉の文化財の独自性や広い流通圏など、平泉の特質を理解させることを目標とした授業。中尊寺の『供養願文』などから平泉の独自性について、中尊寺所蔵の装飾品や柳之御所の出土品などから世界とのつながりについて、などの問いを投げかける。

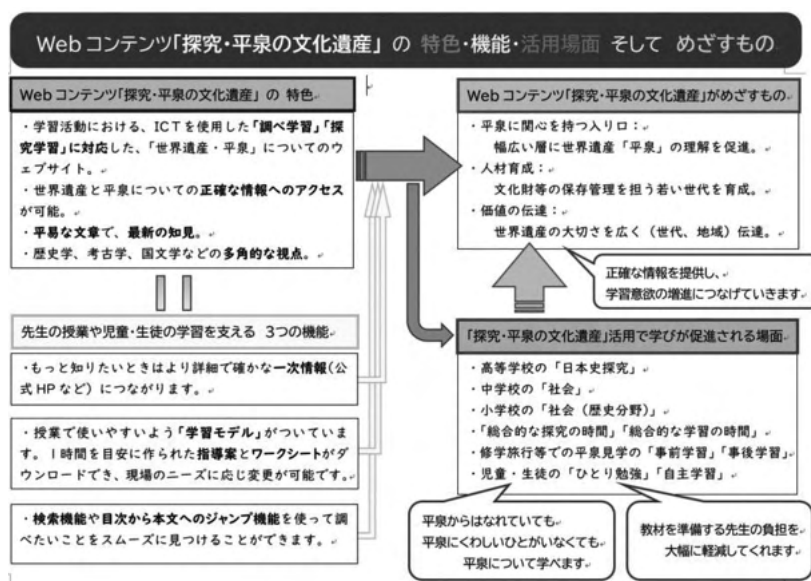


図3 『探究・平泉の文化遺産』のコンセプト (再掲) (3)



図4 『探究・平泉』の本文 (例)



図5 ダウンロードした授業案 (Excel) とワークシート (Word)

この指導案のワークシートは、仮説を立てて調べ学習を進めることを想定した中高生用のものと、グループワークなどのように少人数グループで手分けして調べ学習を進めることを想定したグループ学習用のものと、2タイプが用意されており、児童生徒の実態や、授業の展開をする教員の意向で使い分けすることが可能であるようになっている。

指導案2 (4)『「世界遺産としての平泉」について知ろう』という課題を設定し、平泉について興味をもって世界遺産「平泉」について調べてもらうことを目標とした授業。世界遺産「平泉」の構成資産やその位置関係について調べ、まとめさせ、『供養願文』に書かれた内容をつかませる。これらについて調べたあと、どのようなことをさらに調べて知りたくなったか意識させ、興味関心を喚起して終わるというオープンエンドで授業を結ぶ。

ワークシートもこれらの作業や問いかけに対応したつくりになっている。

指導案3「奥州藤原氏の歴史を知ろう」という学習課題を設定し、平泉について興味を持ち、藤原氏の歴史を切り口として平泉について調べてゆくことを目標にした授業。初代清衡から三代秀衡まで、平泉がどのように発展していったのかをまとめさせ、「陸奥守」という役職の意味合いを考えさせたり、源義経や源頼朝の平泉とのかかわり方に触れ、それぞれのとった行動の理由を考えさせたりする。平泉の通史を把握させながら、この指導案も2と同様、さらに調べて知りたくなったことを書かせてオープンエンドで授業を結ぶ。

指導案4「柳之御所遺跡について調べてみよう」という課題を設定し、平泉への歴史的・考古学的興味を抱かせて遺跡や出土品を知ろうとしてもらうことを目標にした授業。世界遺産「平泉」の構成資産と、柳之御所遺跡の位置関係を知り、興味を持ってもらい、遺跡からはどのようなものが出土するのか、そしてそこから何がわかるのか、意見を出し合ってもらい構成になっている。考古学に興味を抱かせつつ、当時の暮らしについてイメージさせる。

ワークシートもこれらの作業や問いかけに対応したつくりになっている。

指導案5 (5)「芭蕉が詠んだ『兵(つわもの)どもの夢』とはどんなものだったか」、という課題を

設定し、文学を通じて読める当時の平泉の状況を理解することを目標とする。芭蕉の「夏草や」の句に続き曾良の「卯の花に」の句を鑑賞し、芭蕉が意識したと思われる『春望』についても触れる。俳句とは本来、歌を連ねてイメージを膨らませてゆくものであることをつかませ、資料『義経記』をふまえながら、「兵（つわもの）」のひとり兼房の「夢」が武士としての栄達よりも家族との幸せな暮らしだったのではないかと心境を想像させてゆく。最後に「五月雨や」の句で芭蕉の馳せた思いや祈りについて考える。

それぞれの指導案の中に発問例があるほか、Excel ファイルの形式でダウンロードできるため、授業担当者が児童生徒の実態にあわせて内容を調整できる。

このデジタル教材を使い、「平泉学習モデル」を活用すれば、教育現場での教材の準備や情報源の精選等の負担を軽減しつつ、平泉から離れている場所でも、また平泉について専門的に知識を備えている教員でなくとも、平泉についての調べ学習授業を円滑で確かなものにファシリテートすることが可能になると期待される（図3右下）。

(3) 課題

以上見てきたように、2020～2024（令和2～6）年度の5か年にわたる研究により、Web教材『探究・平泉』を基とする「平泉学習モデル」を構築した。ただし、同時に課題も残されており、ここでは以下の3つを挙げる。

- ① 『ときめき』から、デジタル教材に移行できていない下記の部分があること。
 - i) 世界遺産という仕組みについて
 - ii) 平泉が世界遺産として認められた経緯について
 - iii) 奥州藤原氏による平泉周辺の流通や地理的観点について
 - iv) 平泉がどのように保存・研究されてきたかについて
- ② 「平泉学習モデル」を活用した事例の蓄積が、少ないこと。
- ③ 本研究の目的③「世界遺産の保存管理に係る理解の深化と保存管理を担う若い世代の人材育成」について、十分に深められてはいないこと。

4. デジタル教材の増補

(1) 増補ページの構成

既述のように、「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」の成果として「平泉学習モデル」を策定してきたが、2025（令和7）年度からの第4期研究計画の初年度にあたる本年度は、第3期の成果と課題を踏まえ、『ときめき』未移行部分のデジタル化に取り組んでWeb教材を増補及び世界遺産教育の位置づけの検討を主な研究課題⁽⁶⁾とした。ここではWeb教材の増補について述べる。

本年度、Web教材を増補したのは以下の2点についてである。

- ① 『探究・世界遺産と平泉』という新設ページを作成した。
- ② 平泉と他地域・北方・中国との交易について説明した解説を加えた。

①とした、新設ページ『探究・世界遺産と平泉』については、デジタル教材に移行していない『ときめき』の内容を以下のような項目に編み直し、加筆修正を加えた。

課題として先述した、ときめき未移行部分の i) 世界遺産という仕組みについて、ii) 平泉が世界遺産として認められる経緯について、の欠落を解消すべくおこなったものである。これにより世界遺産という制度・仕組みについて学ぶことができ、「平泉」が世界遺産に認定されるまでの経緯をたどることができるようにした。(左は『探究・世界遺産』の項目名を、右は底本『ときめき』の中での記事の所在を示す。)

- | | |
|----------------|--|
| 1. 平泉の世界遺産登録 | (『ときめき』巻頭「平泉の文化遺産」世界遺産登録決定 p2) |
| 2. 世界遺産とは | (『同』I章 世界遺産を知る 1 世界遺産とは p4) |
| 3. 世界遺産条約 | (同上) |
| 4. ユネスコとは | (同上) |
| 5. 世界遺産の種類 | (『同』同章 2 さまざまな世界遺産 p5) |
| 6. 世界各地の世界遺産 | (同上) |
| 7. 日本の世界遺産 | (『同』同章 3 日本の世界遺産 p6) |
| 8. 岩手の世界遺産 | (同上) |
| 9. 登録までのあゆみ | (『同』同章 4 「平泉の文化遺産」世界遺産登録のあゆみ p7) |
| 10. 平泉・関連遺跡 | (『同』II章「平泉の文化遺産」4 平泉の周辺～世界遺産への追加を目指して～ p20～21) |
| 11. 平泉世界遺産の日条例 | (『同』付録「私たちの責務」裏表紙) |

(2) 作成上の留意点

新設ページ『探究・世界遺産と平泉』の閲覧の仕方は、本 Web 教材のベースページの左上、目次の項目に「世界遺産とは」という項目が加えており(図6)、画面上でそこを選択すれば見ることができる(図7)。新設ページに移動すると、画面の色も青系から茶色系に切り替わる。

新設ページをこのような増設の仕方にしたのは、既存のページに項目が増えることで縦長に延長され、閲覧が不便になるのを防ぐためである。また、青系から茶色系へと彩色を切り替えたのは、元の



図6 『探究・平泉』の左上に追加された「世界遺産とは」の項目



図7 新設された『探究・世界遺産と平泉』（『探究・平泉の文化遺産』内）

ページから別のページに来たことを視覚的に表現し、調べ学習などの作業の際、ページの切り替えなどが繰り返される中で、閲覧者が混乱しないように配慮したものである。

本文を短い節にしてひと画面単位で見やすくなっている点（図8）や、詳しく知りたいところをクリックすると公式ホームページなど一次情報にアクセスできる点、調べたい語句をページ内検索できる点などは、既存の『探究・平泉』と同様にした。

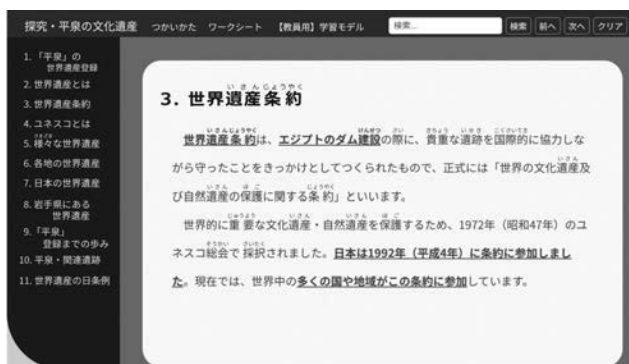


図8 一節をひと画面単位で表示している例

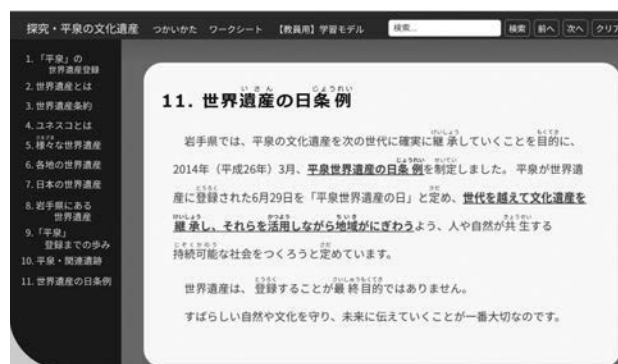


図9 「世界遺産の日条例」を取り上げたページ

ただし、ひと画面単位の見やすい表示については一部例外があり、例えば、2「世界遺産とは」が短い節になっていて、画面下方に次節3節冒頭が見えている。逆に9「『平泉』登録までのあゆみ」10「平泉・関連遺跡」は2画面分にわたっており、スクロールしないと最後まで見られない。

公式ホームページなど一次情報にアクセスできることについては、調べ学習を実践している現場から歓迎されたこともあり、それらのアクセス先については検討を重ねて精選した。今回は世界遺産に関わる学習内容であるため、外務省、文化庁、日本ユネスコ協会連盟などの公式ホームページへのリンクが多くなっている。その他、細かなところではあるが例を挙げると、9.「平泉」登録までのあゆみの中でイコモスが現地調査に訪れた話が挙がっているが、そこから平泉町の公式ホームページで公開している『広報ひらいずみ』のバックナンバーで当時の様子を写真で見ることができる。また、同節の2011年6月の登録の決定についてユネスコの公式ページにアクセスして、ユネスコ事務局長自らが、同年3月の東日本大震災からの復興を励ますべく岩手県知事と平泉町長に証明書を手渡ししているという極めて例外的な光景も見ることができる。ほかにも、10.平泉・関連遺跡の中の一節で、接待館遺跡を保護するために河道を変更したことがわかりやすくまとめられている国土交通省岩手県一関出張所の広報誌『i・report』が載る公式ホームページにつなぐなど、調べ学習の際に児童生徒の興味関心を喚起できるようなアクセス先もある。

この新設ページが増補されることによって、このWeb教材は、世界遺産「平泉」をより詳しく、かつ多角的に学べる教材になったと思われる。さらにはページの末尾を「世界遺産の日条例」という、世界遺産認定に因んで岩手県が制定した条例でしめくくることにより（図9）、郷土教育や地域学習、地域の資源の活用やまちづくりまで展開する授業を構想できる可能性も持たせることができた。

（3）解説の追加

②とした課題である解説の追加は、授業に参加した生徒からの意見を受け止めてのものである。昨

年度、本教材を用いた授業実践をした際に、授業実践後のアンケート並びにその後の聞き取りにおいて、北上川の舟運など、奥州藤原氏が行っていた貿易について知りたいという意見があった。そのとき使用した Web 教材『探究・平泉』においても、8 節の 1 二代基衡 において、「ふんだんにとれた金や交易により得た豊かな財力を活かして、平泉の南に毛越寺を建立しました。」という一文があり（図10）、平泉の持つ経済力の大きさについて触れている。ここを以て平泉が栄えた理由を経済力に求めたり、その経済力の大きさの所以を知りたくなったりしたものと推測される。これに答え得るものとして、『ときめき』Ⅲ章 テーマ学習 6 アジアの中の平泉 という未移行部分があり、そこでは平泉と他地域（中国や北方）との交易について述べている。そこで、この部分を「解説」として構成し⁽⁷⁾、「金や交易により得た豊かな財力」に下線を施してリンクするようにし（図11）、これをもって課題①の iii を解消したこととした。

また、ページ内の検索を効率よく行うための機能として、語句を入力する欄にクリアボタンを新設した（図12）。これにより、先に入力した語句を、次の語句の入力前に即時に消せるようになった。連続して語句を検索する際に利便性を発揮することが期待される。

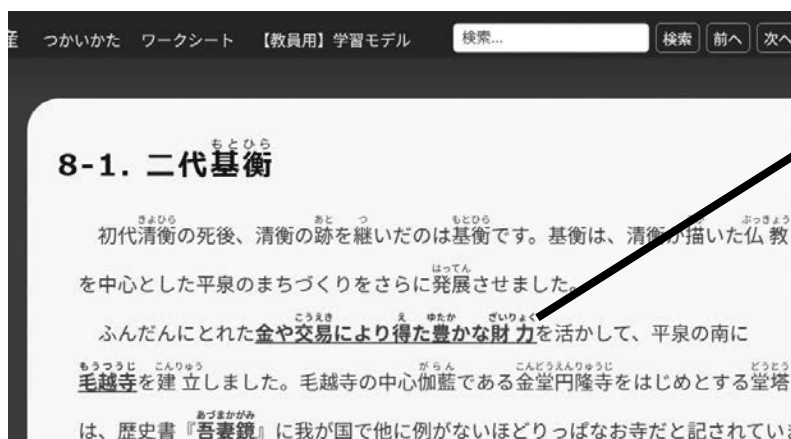


図10 『探究・平泉の文化遺産』 8 節の 1
当時の流通や交易について触れた一文

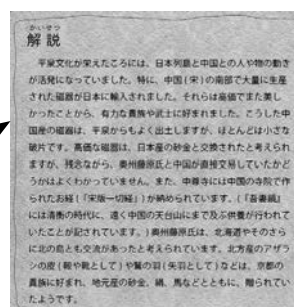


図11 追加した「解説」



図12 検索バーの「クリアボタン」

5. まとめ 今後の展開と課題

今年度の共同研究について、本報告をまとめておきたい。岩手県と岩手大学の共同研究テーマ「学校教育における世界遺産の教材化についての研究」で、第3期の研究成果（Web教材『探究・平泉』を基とする「平泉学習モデル」）を継承し、第4期研究計画として始動した。その初年度にあたる本年度は、『探究・世界遺産と平泉』の新設を主とする Web 教材の増補を行った。この新設ページが増補されることで、世界遺産という制度について学べるようになり、「平泉」をより詳しく、かつ多角的にとらえるようになったと思われる。さらに、郷土教育や地域学習、地域の資源の活用やまちづくりまで見据えた授業を展開できる可能性も探ってゆけると思われる。

今後の展開として、今年度増補した世界遺産について学べる『探究・世界遺産と平泉』の Web ページを活用した授業を構想し、それに合わせた指導案やワークシートを作成し、授業の実践を行うことが想定できる。そして、それをも含めた「平泉学習モデル」での授業実践例を蓄積し、課題②：活用事例の少なさ、を解決しつつ、それら事例から還元できることを反映させて「学習モデル」を洗

練させてゆけるようにしたい。

ただし、授業を構想する際には、世界遺産としての価値を前提として学ぶ展開にするのではなく、歴史的であったり、宗教的であったり、地域の資産としてであったり、それらの価値を通して「平泉」を知り、それがどのようなところが評価されて世界遺産たりえたのか、そして受け継がれてゆくべきなのか、と児童生徒が（あるいは教える側も）考察を深めてゆけるような教材にする⁽⁸⁾ことで、研究目的③「世界遺産の保存管理に係る理解の深化と保存管理を担う若い世代の人材育成」が実現する方向へ、すなわち課題③を解決に向かわせることができる、と考えている。このような視点をもって、世界遺産教育の理論の構築を、岩手大学と共同研究を進める中で考えてゆきたい⁽⁹⁾。

また、課題①のivについて、『ときめき』からの未移行の部分が残っているが、デジタル教材として学校教育の現場においての需要があるか否か、というところからも問い直す必要があるかと思っている⁽¹⁰⁾。教育現場の声を集めて分析するなど、検討を要するところである。

最後に、今年度、ひいては前5カ年の共同研究に協力いただいたすべてのみなさまに御礼を申し上げて、報告を閉じることとする。

【註】

- (1) 『ときめき 平泉の文化遺産』（岩手県文化スポーツ部文化振興課2022（令和4）発行）は、2003（平成15）年に世界遺産塾実行委員会（平泉町世界遺産推進室、平泉町教育委員会、一関市教育委員会、花泉町教育委員会。事務局は一関教育事務所）により発行された『世界遺産ってなあに？ 平泉の文化遺産Q & A』がもととなっており、2006（平成18）年に刊行（世界遺産塾実行委員会 事務局 一関教育事務所、監修 中尊寺、毛越寺）され、2017（平成29）年の大幅改訂（ときめき世界遺産塾実行委員会 事務局 平泉町教育委員会世界遺産推進室）を経て、2022（令和4）まで重版され続けた副読本である。
- (2) デジタル教材（Web教材）および授業指導案、ワークシートの総体を「平泉学習モデル」と記す。当初は「平泉学習フォーマット」と呼称して構想されていたもの（「デジタル教材（Webページ・コンテンツ）づくりへの取り組み」長谷川伸大・土屋直人『平泉文化研究年報』24号、2024）。公開と同時に「平泉学習モデル」に改称された。
- (3) この図は「デジタル教材（Webコンテンツ「平泉学習モデル」）づくりへの取り組み」長谷川伸大・宮崎嵩啓（『平泉文化研究年報』25号、2025）で「デジタル教材の制作のイメージ（概念図）」としたものを再掲載したものである。
- (4) 指導案2～4の指導案は、『ときめき』に対応するよう作られた『平泉野外学習帳』（2018・平成30年初版 世界遺産平泉保存活用推進実行委員会（事務局）岩手県文化スポーツ部）の内容を参考にして構成しなおしたものである。
- (5) 指導案5は、第3期共同研究テーマ2の部会メンバーであった田中成行氏の、「古典文学定番教材『おくのほそ道』の「平泉」の魅力を随行記『曾良旅日記』との比較で読み取り、読者が「一人の旅人」「一人の作者」として自覚し今を表現するために」（『平泉文化研究年報』22号/2022）「古典文学『おくのほそ道』の新たな教材化のために―現地・平泉の取材を活かして―」（『同年報』23号/2023）「『おくのほそ道』「平泉」の章段の世界遺産としての普遍的価値を読み直す ―芭蕉の夏草の句の後の曾良の兼房の句に注目しつつ―」（『同年報』24号/2024）という研究成果を、授業として構成したものである。
- (6) 宮崎嵩啓「世界遺産を教材化する視覚と課題」（『岩手大学平泉文化研究センター年報』14号/2026）
- (7) 『北上川』第九輯（1991/3 東北地方建設局岩手工事事務所）の第四節 中世の舟運 には、奥州藤原氏の文化の繁栄には北上川舟運が関わっていることが明らかであるとしながらも、起点や中継点などが未だ明らかになっていないとされている。また、『奥州平泉黄金の世紀』（1987/5 荒木伸介ほか）の掲載する「平泉と京を結ぶ陸路・海路想定図 太平洋から北上川へ」は交易路をわかりやすく図示しているが、あくまで想定である。そのため、『ときめき』Ⅲ章6 アジアのなかの平泉の本文にも、「残念ながら奥州藤原氏と中国が直接交易していたかどうかよくわかっていません」とある通りとして、新たに記載を加えることは見送った。
- (8) 「平泉学習モデル」の活用した授業を实践した教員からは、「『平泉が世界遺産だからすばらしい』と教えるのではなく、『世界遺産に認定されていることも、平泉の魅力の一つだ』と教えたい」、「平泉を授業で丁寧に扱うのは、そ

れが世界遺産だから、というよりも、歴史として面白いから」などの意見を頂いている。これらの意見を見るに、既に現場の教員の中においても世界遺産教育が孕んでいる問題点は認識されている向きがあると思われる。このような現場の考え方に応え得るような、世界遺産教育のかたちを探っていかなくてはならないと考える。

(9) 宮崎前掲論文、註 (6)

(10) 課題①としたデジタルに移行できていない部分の、iv平泉がどのように保存・研究されてきたかに関する『ときめき』の内容は以下の通りである。なお、教材化するときに焦点を当てたいところや、課題点等についても付言しておきたい。

・『ときめき』Ⅱ章5「平泉の文化遺産」を守り続けてきた歴史 p22～25

鎌倉時代（幕府の保護）、江戸時代（仙台藩の保護）、明治時代～現代（進む文化財保護）、略年表、今に伝わる国宝や重要文化財

焦点・課題等 『ときめき』では鎌倉幕府が「金色堂を護るため」覆堂を作ったとしているが、それは結果的にそうだったのであって、本来は藤原氏の怨霊を封じ込める意味合いがあったとする説がある（大矢邦宣「中尊寺金色堂内両脇壇再考」（1987）『岩手史学研究70』、入間田宣夫（2017）『平泉と仙台藩』）。江戸時代は4代伊達綱村、5代伊達吉村の時代に古典の研究と旧跡の整備が行われ、こうした動きが文化財保護の先鞭ともいわれているが、古典に託けて旧跡を創出したともいわれる。明治時代、1876（明治6）年には明治天皇・木戸孝允・岩倉具視が東北巡幸の一環として金色堂を視察に来ているが、その巡幸自体が自由民権運動による政情の不安定を抑えるためのものであった。1897（明治30）年の古社寺保存法は岡倉天心らの運動によるものだが、日清戦争による民族的自覚が背景にあるという。これらのほかにも、1950（昭和25）年の法隆寺壁画焼失事故を契機とした文化財保護法なども、後述のご遺体調査にも影響があった上、日本史の内容とも関連を持つ事項なので、教材の中に準備したい。これらの保存につながった動向が、純粋に文化財の保存のみに動機を持ったものでない側面もあると知ることによって、冷静に歴史を読む視角を持たせ得るのではないだろうか。また、『ときめき』本文では南北朝時代の記述がないが、南北朝時代は北畠顕家が保護に努めている。北畠顕家は「中尊寺建立供養願文」を筆写して現在に伝えた人物であり、加筆したいところである。

・『ときめき』Ⅲ章2 金色堂の保護と調査研究 p28

金色堂の解体修理、ご遺体調査

焦点・課題等 1950（昭和25）年のご遺体調査は『中尊寺と藤原四代』中尊寺学術調査報告書に中間報告としてまとめられた。その後関係者のみに配布された最終報告があったが公刊されず、1994（平成6）年になってから『中尊寺御遺体学術調査最終報告書』が中尊寺より非売品・限定出版として出されているが、学術史として整理が必要なのかもしれない。さらに、ご遺体調査については、宗教的な観点、所有者の意向も尊重しなくてはならないため、慎重に取り扱う必要がある。それでも、この調査で発見されたハスについては、現在でも地元小中学校がその栽培・保存にかかわっていることもあり、教材に盛り込みたい思いもある。一方、ご遺体調査を別な角度から見ると、朝日新聞社が文化事業に乗り出しているものであるもので、メセナ活動として、公共（科目）での学習事項に関わるものとみることができる。だが、この朝日新聞文化事業団自体が現在では朝日新聞厚生文化事業団に改組されており（『朝日新聞』1952年12月1日付）、詳しいことがわからない。これらご遺体調査と金色堂修理については、教育現場からは、「授業としては扱いづらいが、個人的には非常に興味がある。」との意見を頂いている。学校現場での教材として需要のなさについて考えさせられてしまう。否むしろ、リカレント教育にて需要があると考えべきなのかもしれない。なお、ご遺体調査についてはTBSスパークル映像ライブラリーに、金色堂修復についてはNPO法人科学映像館に、それぞれ映像記録が動画として公開されている（2026年2月確認）。また、「平泉」の構成資産を見渡すとき、金色堂修復だけではなく、藤島玄治郎らによって行われた観自在王院跡や毛越寺境内の発掘調査についても、同時期の保存・研究の歴史として、加えたい。

・『ときめき』Ⅳ章1「平泉の文化遺産」とまちづくり p34

文化遺産保護とまちづくり、文化遺産の活用、祭り イベント、「平泉」の普及啓発、平泉ユネスコ協会文化財愛護少年団、ときめき世界遺産塾

焦点・課題等 平泉町、一関市、奥州市それぞれの景観条例の制定は、世界遺産登録への動きと連動して取り組まれたことも念頭に置いて理解を深めさせたい。平泉ユネスコ協会文化財愛護少年団、ときめき世界遺産塾は、平泉町が実績を挙げながら継続している文化事業である。また、束稲山の桜の植樹など新たに平泉町として取り組んでいる活動もある。これらは「まちづくり」にもかかわってくるが、平泉の「まちづくり」が他の地域において敷衍的に語れるのかということも考えておかなくてはならない。イベントとして有名な「奥州藤原まつり」

は、ご遺体調査と連動して1949（昭和25）年に中尊寺の佐々木實高氏により始められたものである。また「束稲山大文字送り火」も1965（昭和40）年に同氏が提唱したものである。これらは町の行事であると同時に宗教行事であり、かつ観光の側面からのアプローチも必要になってくるかと思われる。町とともに、寺院関係との連携を探らなくてはならない。なお、重要無形民俗文化財の毛越寺の延年の舞や、平安貴族の遊びを再現した毛越寺の曲水の宴は、動画資料があると理解が深まり授業での活用もしやすかろうと思われたので探してみたが、ともに公的なページでの動画資料が見つからなかった。

開催報告

令和7年度「第6回平泉学フォーラム」実施報告

- 1 日 時 令和8年2月1日（日）10：00～16：00
- 2 場 所 水沢グランドホテル（奥州市）
- 3 主催・共催 主催 岩手県、岩手県教育委員会、岩手大学、岩手大学平泉文化研究センター
世界遺産平泉保存活用推進実行委員会
共催 一関市教育委員会、奥州市教育委員会、平泉町教育委員会
- 4 対 象 一般
- 5 実施方法 対面による開催
- 6 発表者

【基調講演】 『東南アジアの古代王都と寺院』
友田正彦氏（東京文化財研究所 副所長）

【共同研究に関する報告】

- 研究報告① 『柳之御所遺跡の考古学的研究』
県教育委員会（（公財）県文化振興事業団埋蔵文化財センター）
- 研究報告② 『柳之御所遺跡出土の中国浙江産磁器に関する研究』
寧波大学 張 睿帆
- 研究報告③ 『無量光院の可視領域に基づく平泉空間構成の特徴』
千葉工業大学 磯野 綾
- 研究報告④ 『東・北アジアにおける政治拠点と平泉の比較研究』
岩手大学平泉文化研究センター 客員教授 佐藤 嘉広
- 研究報告⑤ 『日本の学校教育における世界遺産の教材化についての研究』
岩手大学教育学部 講師 宮崎嵩啓
岩手県教育委員会事務局生涯学習文化財課 長谷川 伸大

【調査成果の報告】

- 調査報告① 「骨寺村荘園遺跡の調査」 一関市教育委員会 菅原 孝明
- 調査報告② 「白鳥館跡の調査」 奥州市教育委員会 及川真紀
- 調査報告③ 「観自在王院跡の調査」 平泉町教育委員会 村上知穂・島原弘征・
鈴木江利子

- 7 参加者数 170名

平泉文化研究年報 第26号

令和8年3月25日

発 行 岩手大学平泉文化研究センター
岩手県

印 刷 河北印刷株式会社

HIRAIZUMI BUNKA KENKYU NENPO

Annual Report of the Hiraizumi Studies

Contents

Research Themes

Archaeological study of the Yanaginogosho Iseki

; Interim Report on the study of the remains of the moat outer area
of the Yanaginogosho Iseki (3)

**SAKURAI Tomoharu • NISHIZAWA Masaharu •
TAKAHASHI Yu • HASEGAWA Nobuhiro**

Comparative Study of Political Bases and Hiraizumi in East and North Asia

; Comparative study of Hiraizumi and the Political Base
of Early Modern Japanese Daimyo

**SATO Yoshihiro • HIROSE Kunio
SAKURAI Tomoharu**

Research on Teaching Materials for World Heritage Sites in School Education

; Development of digital educational resources (Web contents and “Hiraizumi Learning Model”)

HASEGAWA Nobuhiro • MIYAZAKI Takahiro

Iwate University Center for Hiraizumi Studies

3-18-34 Ueda, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570 ,Japan

Iwate Prefectural Government and Iwate Prefecture Board of Education

10-1 Uchimarui, Morioka City, Iwate Prefecture 020-8570, Japan